

机上演習

豚熱の選択的殺処分を想定した防疫対応

令和8年 8 月27日



(資料のみ)

農水省HP資料

選択的殺処分の基本的な考え方

豚熱

- 令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、全頭を殺処分をしていた豚熱の殺処分範囲を見直した。
- ワクチン接種後の発生事例の分析の結果、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を得た。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね3か月間監視（移動制限＋報告徴求）。
- 監視期間中も、防疫措置の完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
未接種・接種後20日未満・発育不良
※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。
 - ② 症状が認められ、PCR陽性となった豚
 - ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚
- ・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、
ワクチンが適切に接種されていない
⇒全頭殺処分対象
- ・感染が限局していない
(農場内にウイルスが広範囲に浸潤)
⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

- (1) 拡散状況確認検査
全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等
- (2) 殺処分等・消毒
殺処分は1週間以内を目途に実施。
消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
(監視期間：約3か月)
- 防疫措置の完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。
 - ・と畜場出荷
 - ・子豚の肥育農場への移動

各機関の役割分担

機関	役割
県家畜防疫対策課 県畜産振興課	➤ 県豚熱等対策本部 事務局 情報の整理・提供、農水省との協議、 防疫措置従事者の派遣、 (消毒ポイントの設置判断:原則設置なし)
家畜保健衛生所	➤ 現地対策本部、地域対策本部 発生農場などの防疫措置及び疫学調査 集合基地及び仮設基地の運営
地域振興局・支庁	➤ 地域連絡協議会 防疫措置への協力 防疫措置従事者の健康確認、保健上の問題への対応 (消毒ポイントの設置・運営:原則設置なし)
市町村	➤ 市町村対策本部 防疫措置への協力
関係団体	➤ 防疫措置、農場情報の提供、疫学調査などへの協力

発生想定農場

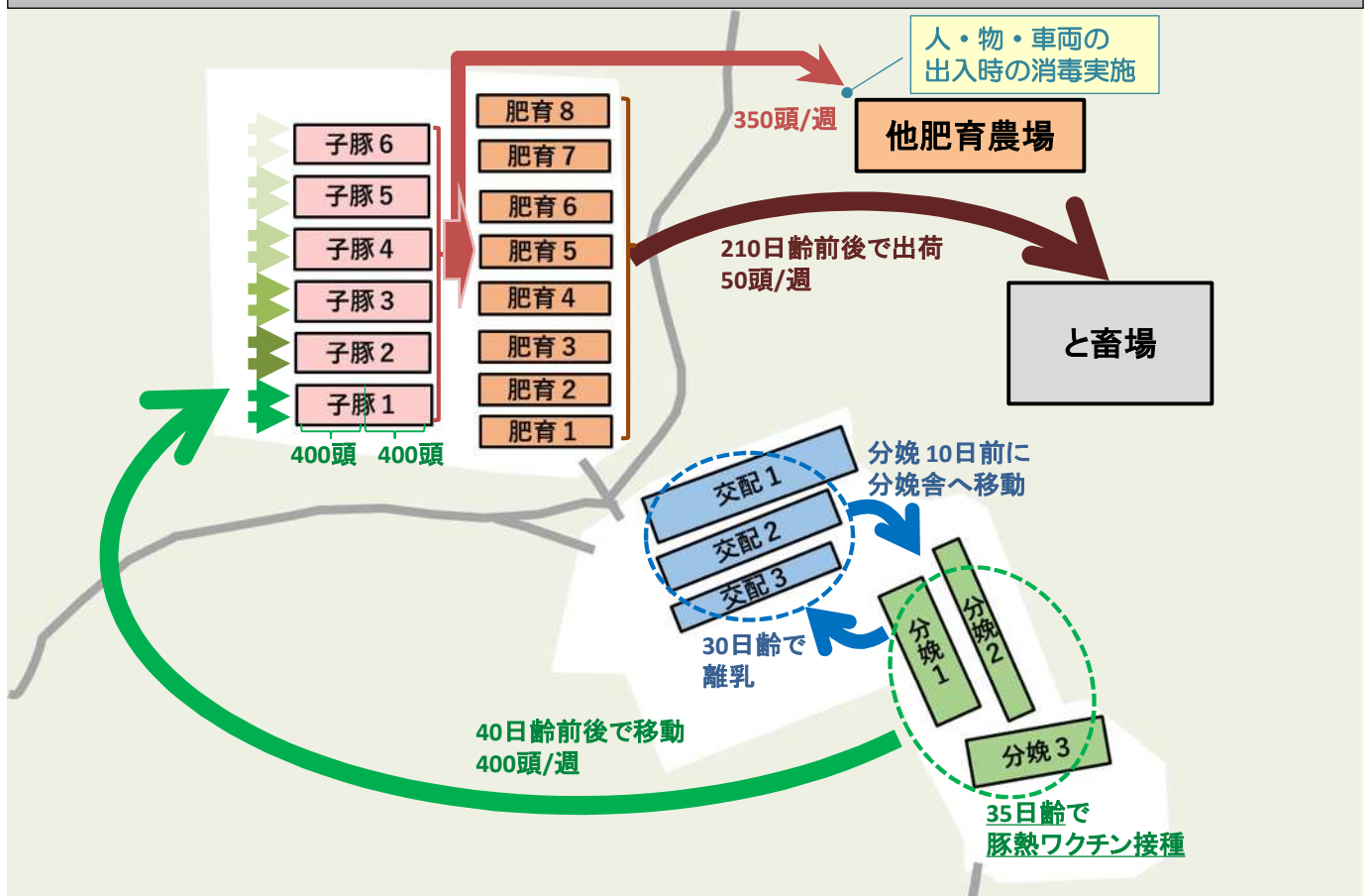
- 発生農場 A養豚農場
- 農場所在地 S市
- 飼養形態 一貫経営(繁殖から肥育まで)
- 飼養規模 7,500頭
(繁殖豚: 770頭、哺乳豚2,660頭を含む)
- 豚舎数 20棟 (鉄骨スレート式)
 - 交配舎 : 3棟 (60~80m×10~15m)
 - 分娩舎 : 3棟 (45~60m×10~17m)
 - 子豚舎 : 6棟 (45m×12m)
 - 肥育豚舎 : 8棟 (50m×10m)
- 飼料タンク 5t×26基
10t×1基 27基
- 埋却地 農場衛生管理区域内、2,000m²
- 豚熱ワクチン 作業手順書に従い、初回35日齢で接種

作業手順書(例)

発生想定農場

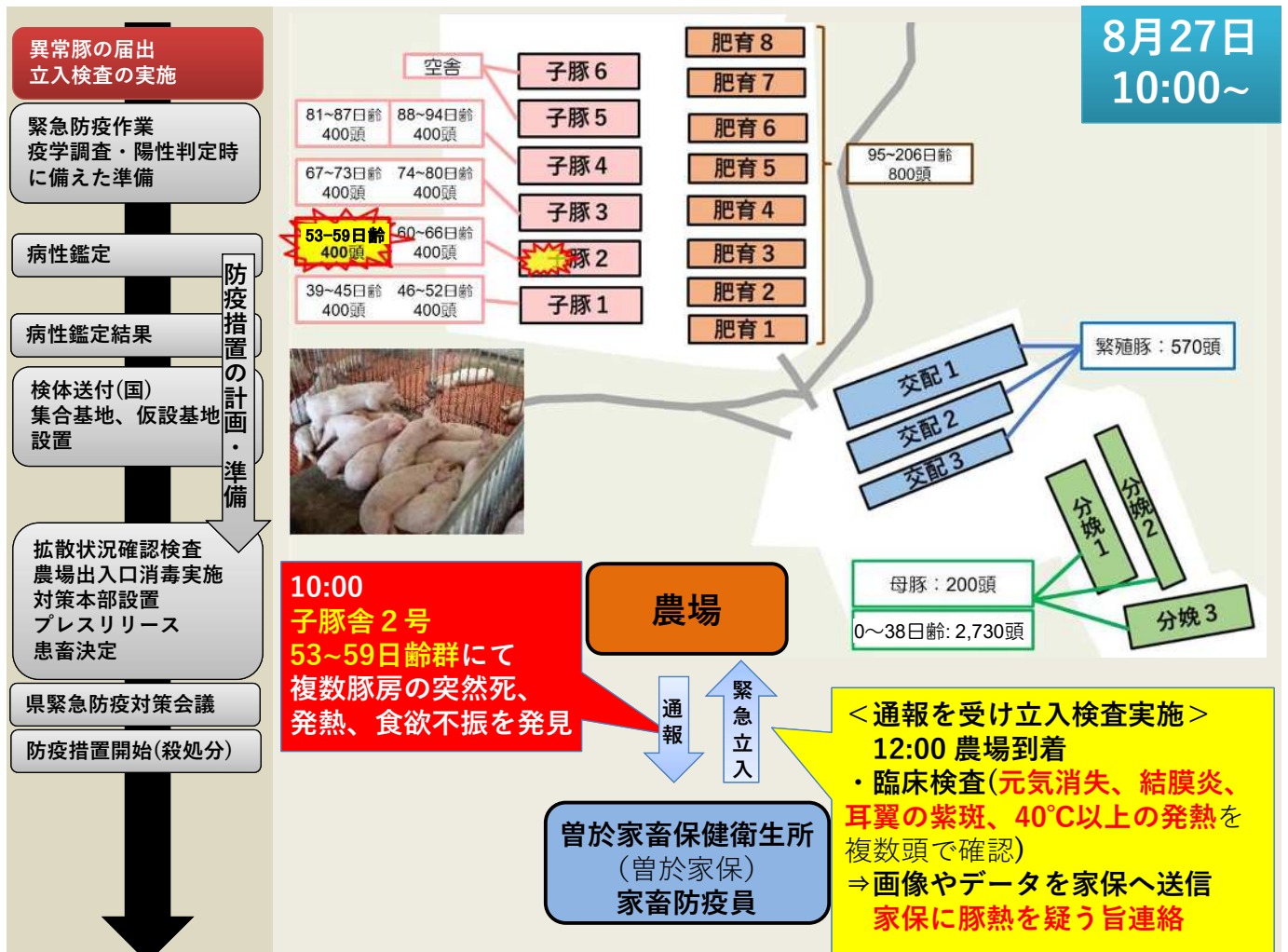
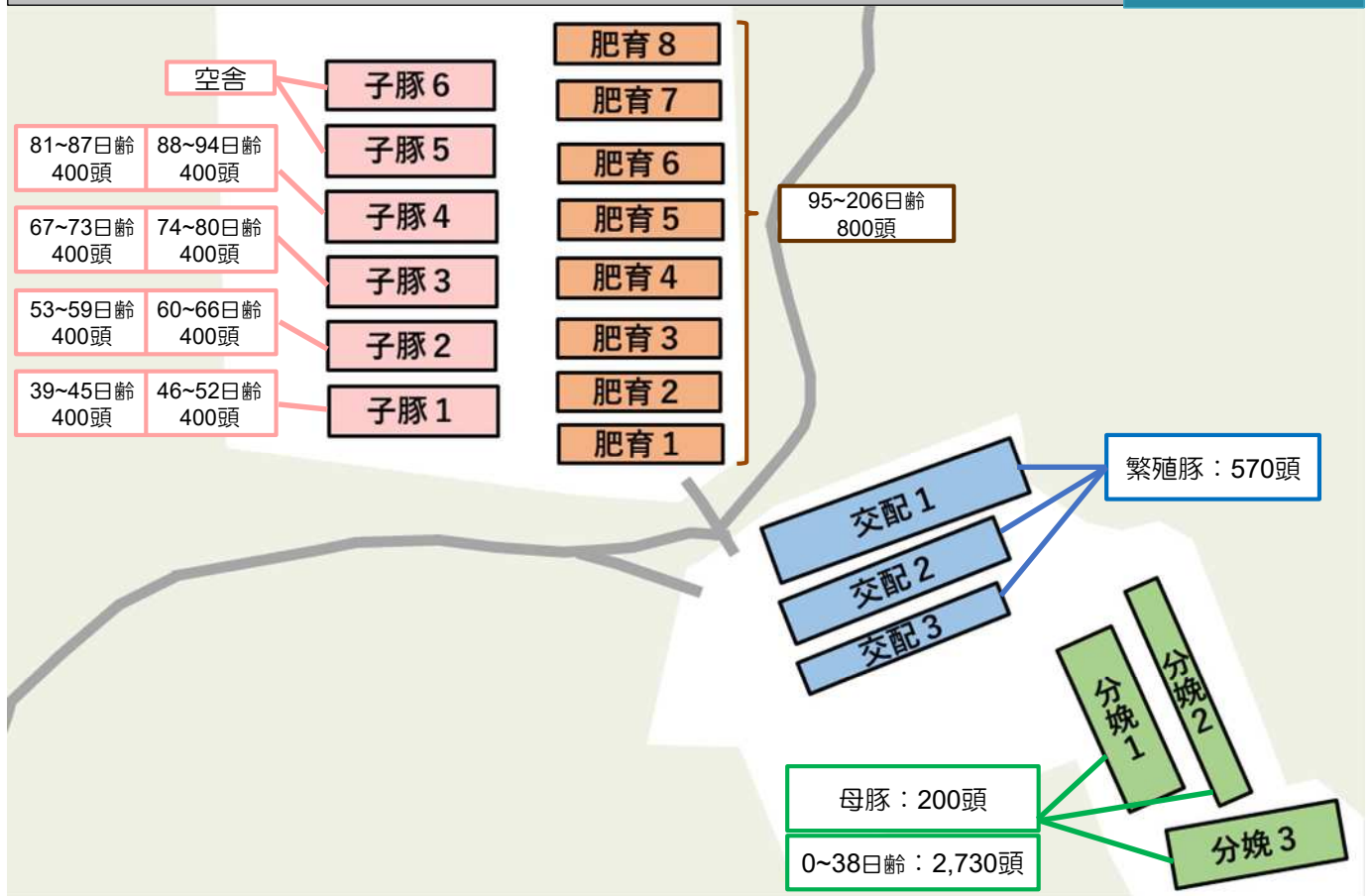


ピッグフロー



飼養豚の配置状況

8月27日
時点



豚熱の特定症状

①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑

②同一の畜房内において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間に増加
ア 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎（目やに）

エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん

オ 消瘦、被毛粗剛、発育不良（ひね豚）

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便



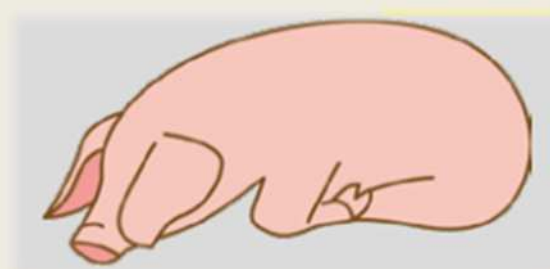
③ 同一の畜舎内において、一定期間に**複数**の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡

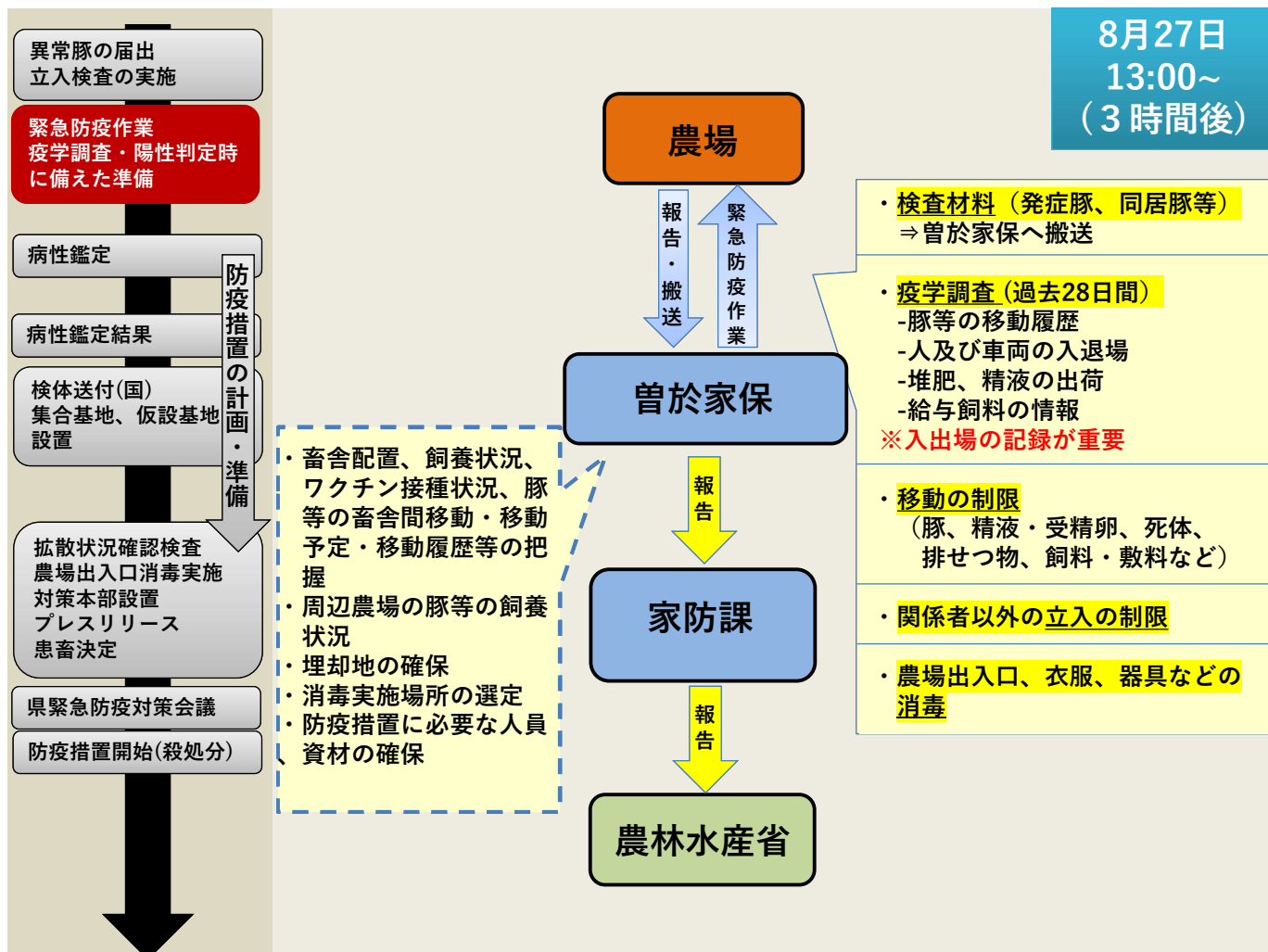
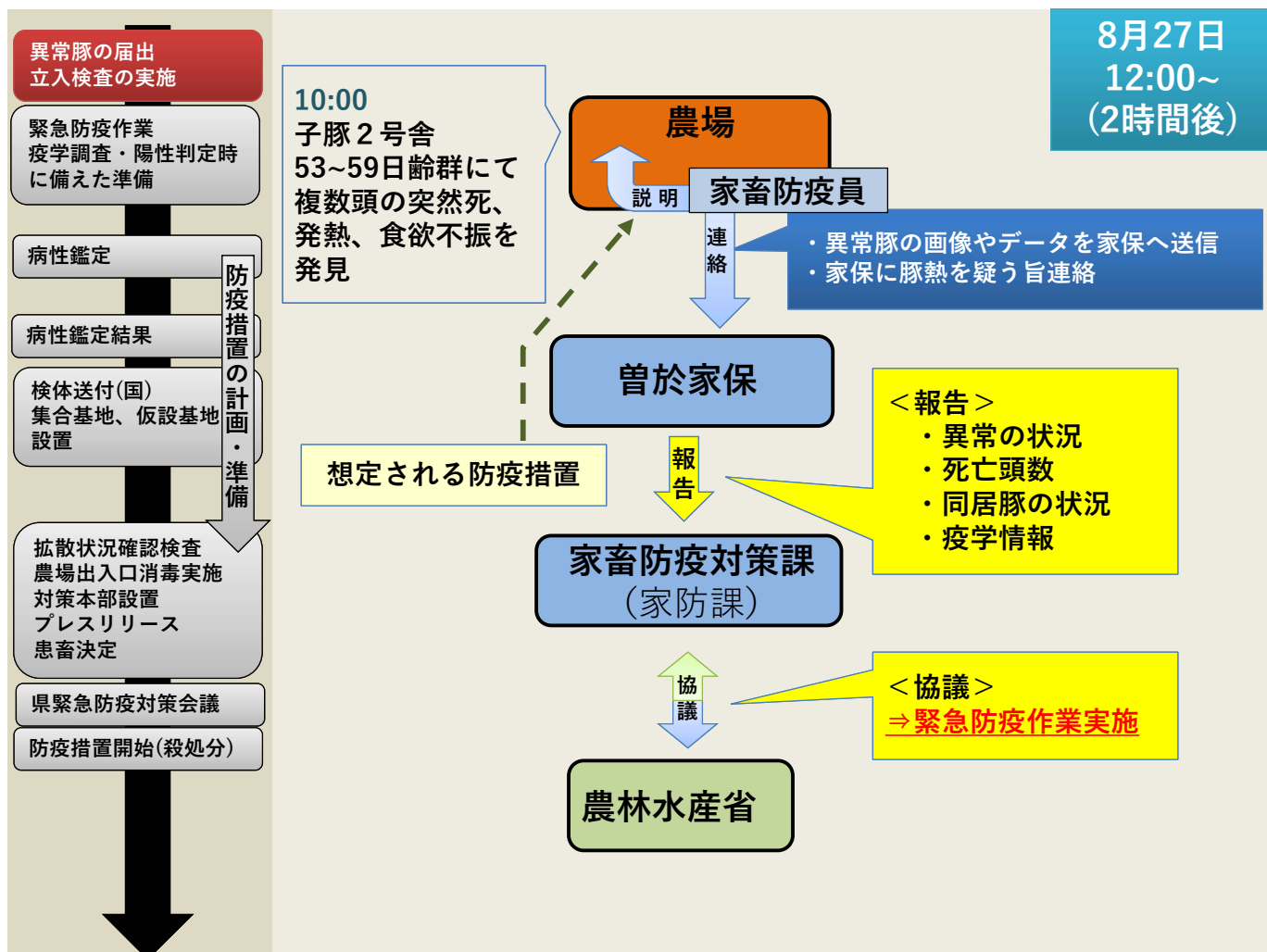
(資料のみ)

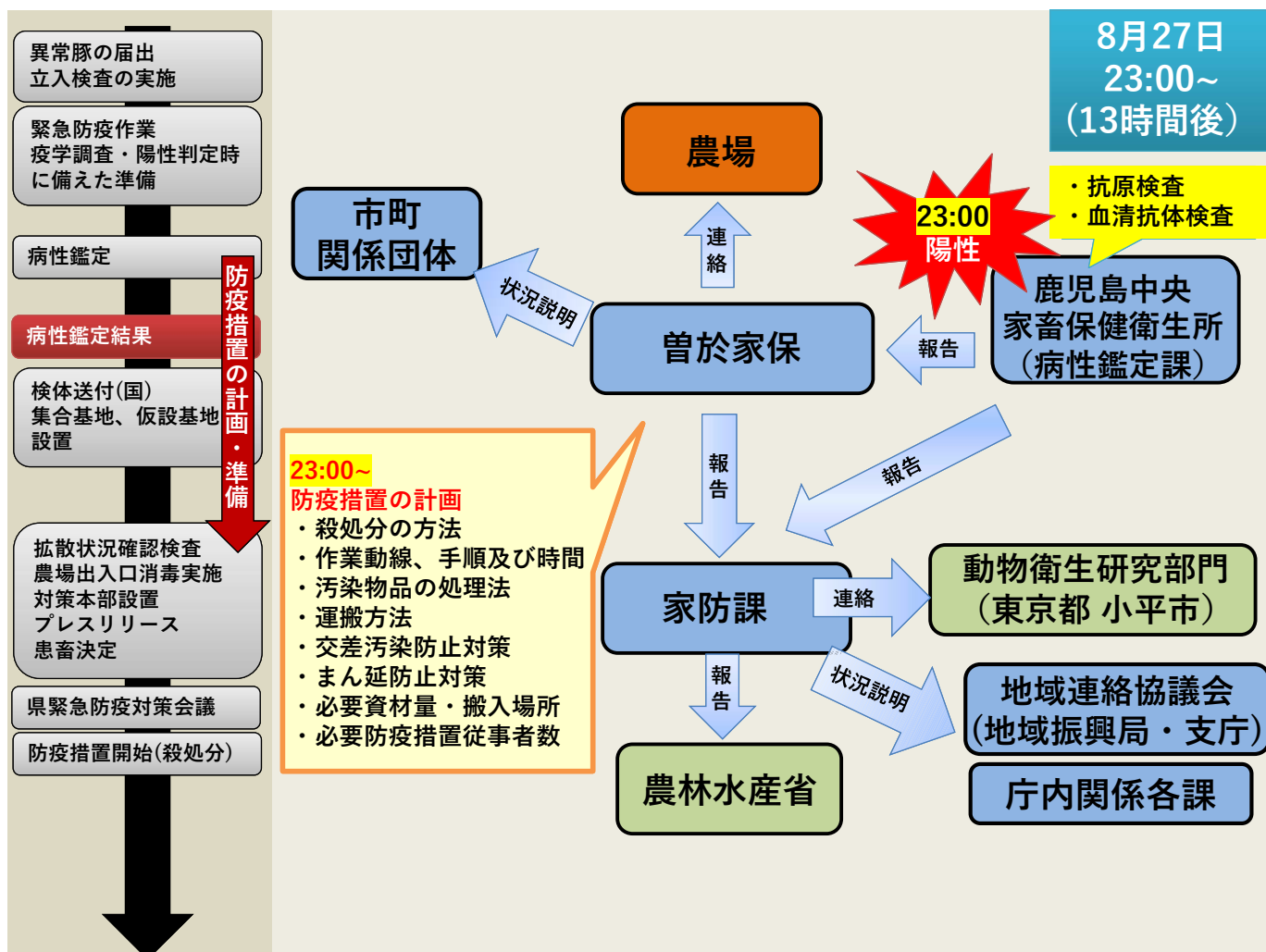
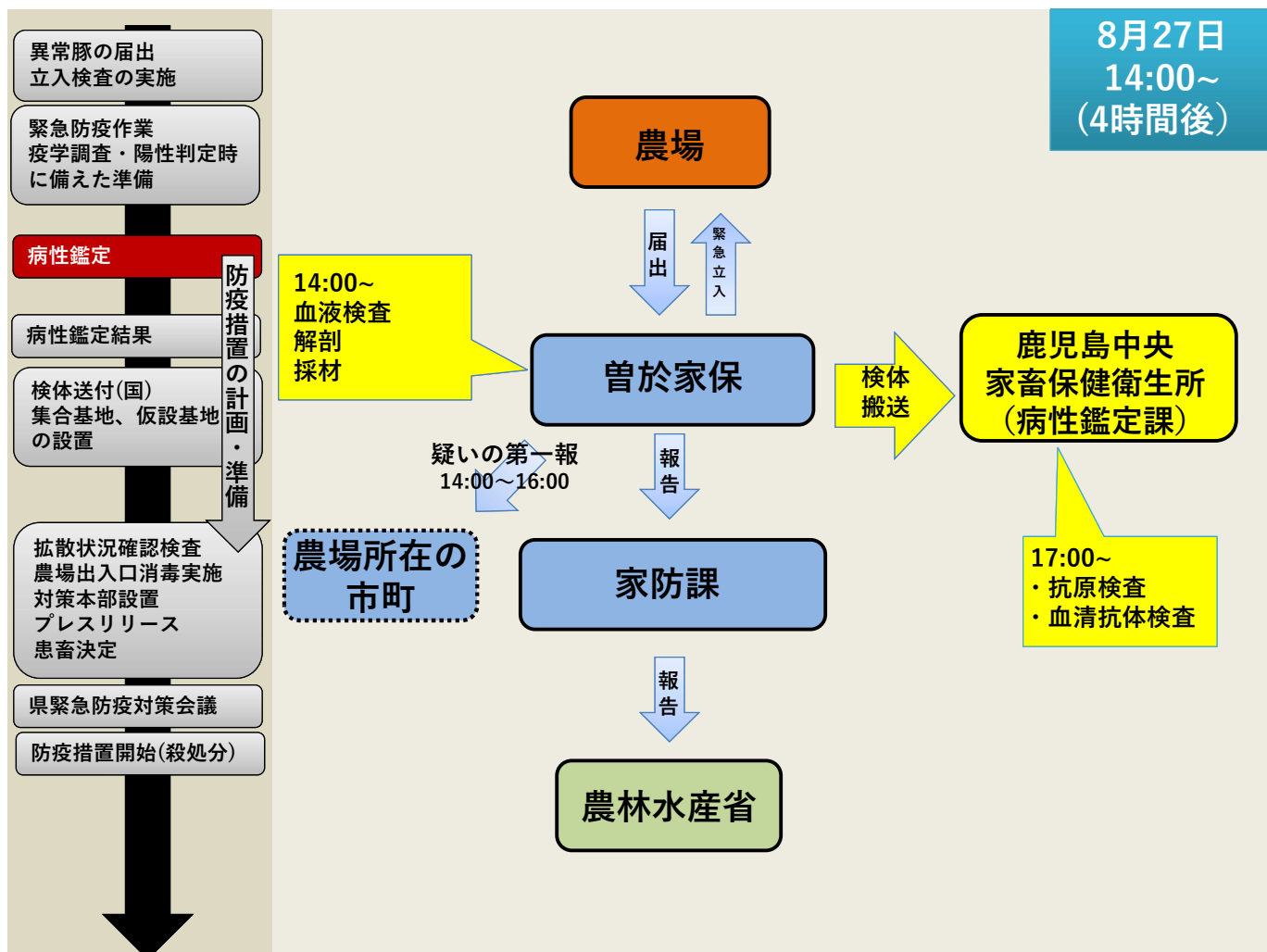
豚熱の特定症状

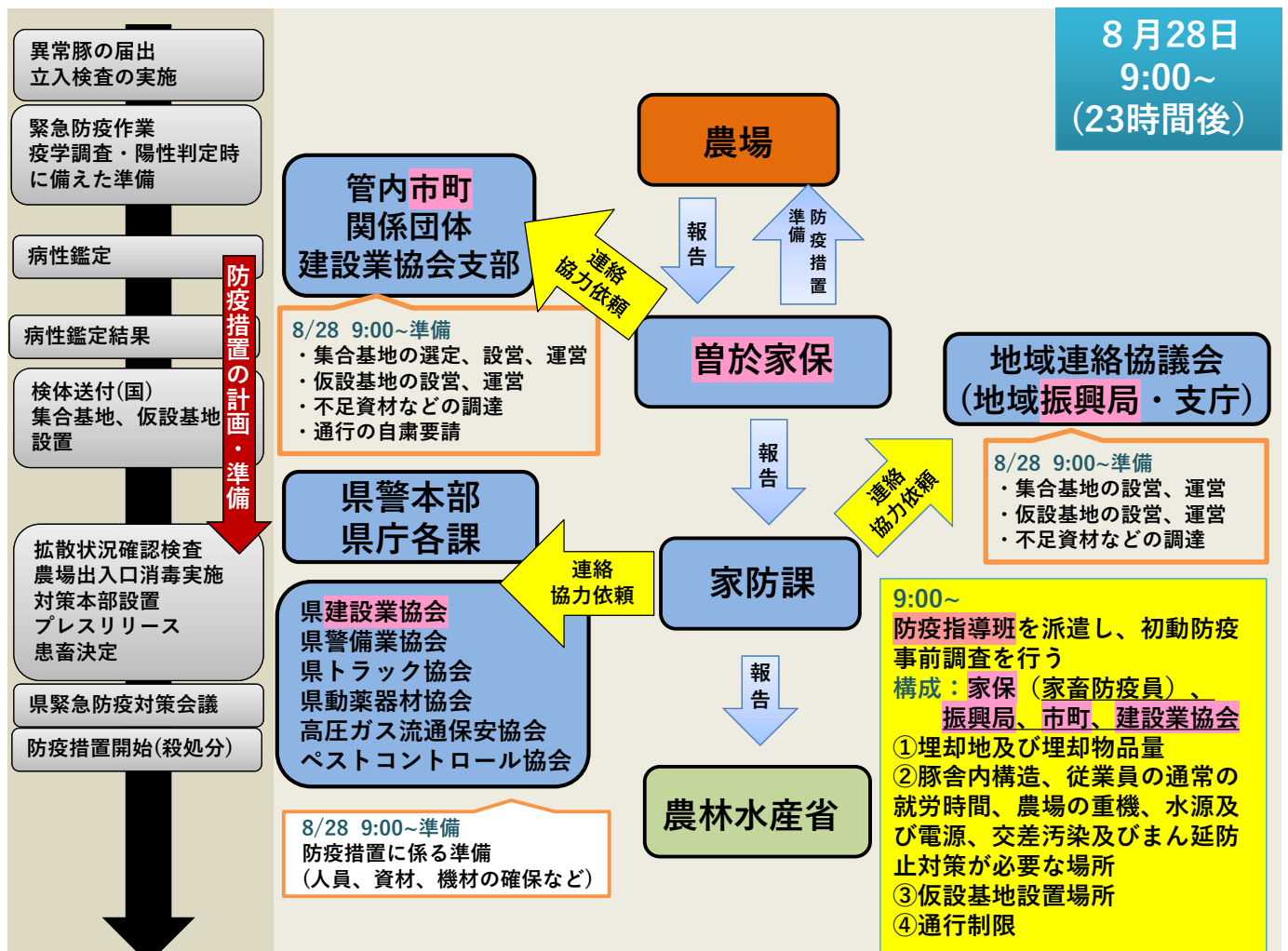
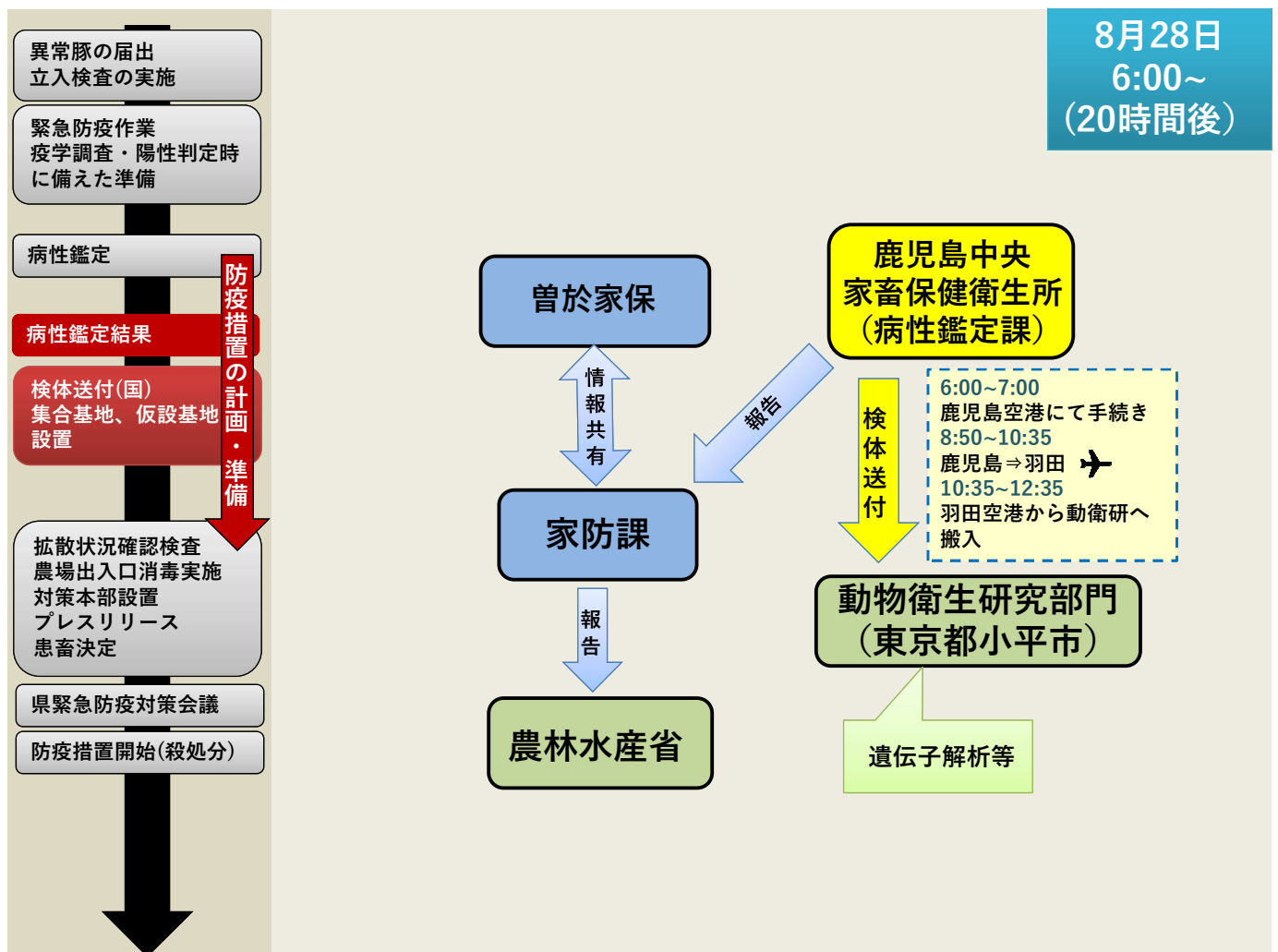
④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内において、**複数**の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ l未満）又は好中球の核の左方移動が確認される

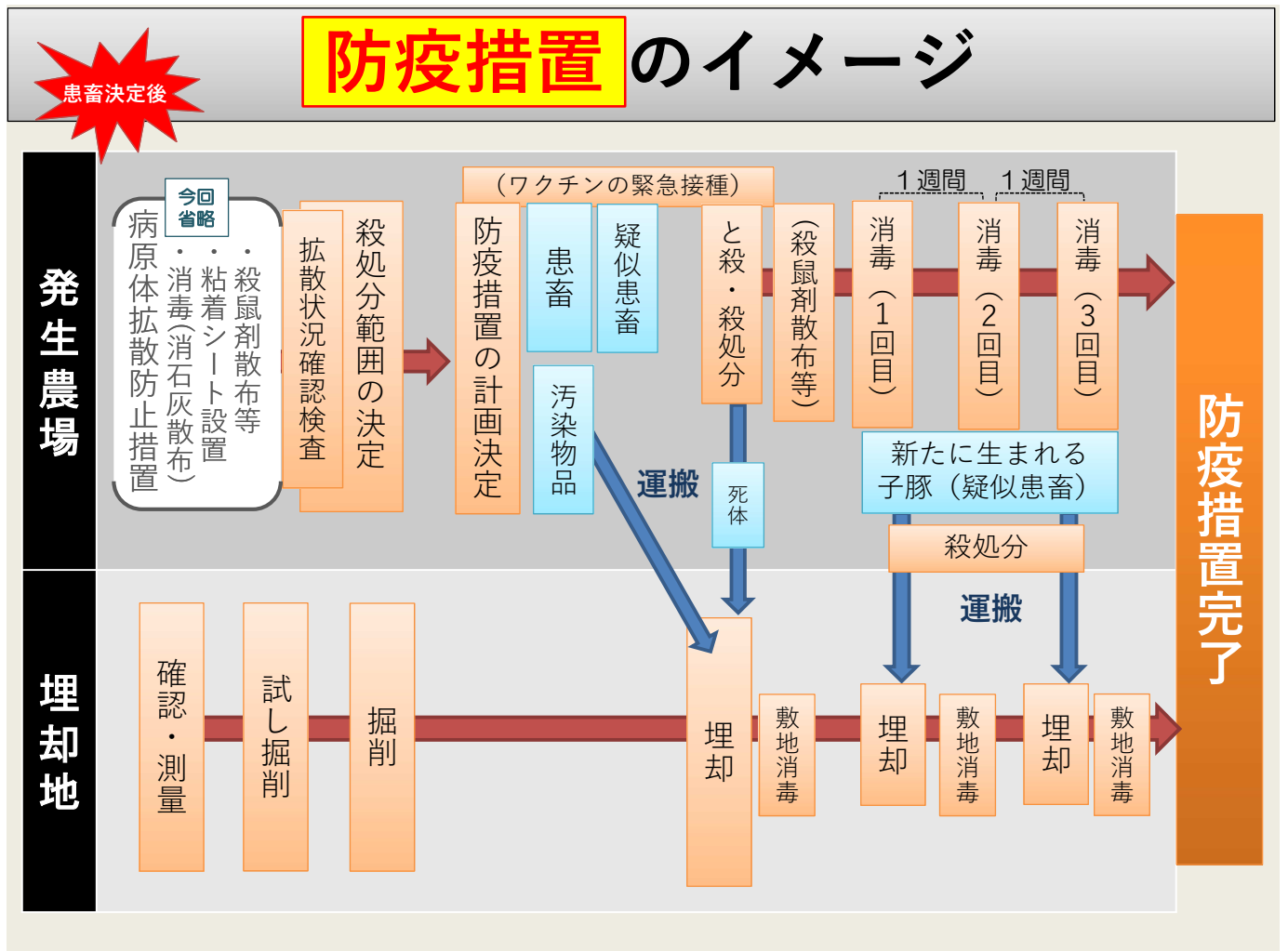
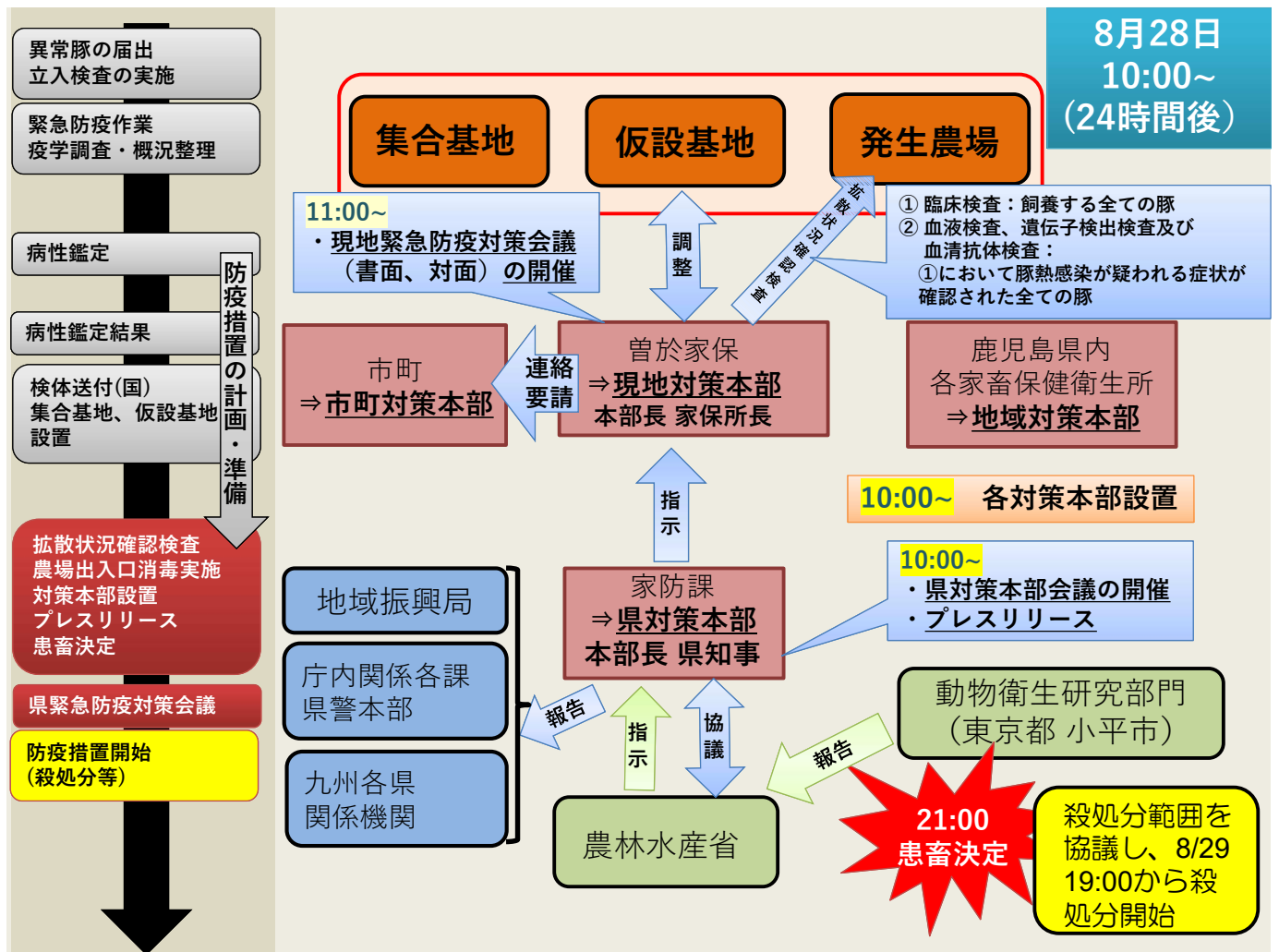
⑤ 豚等から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認される





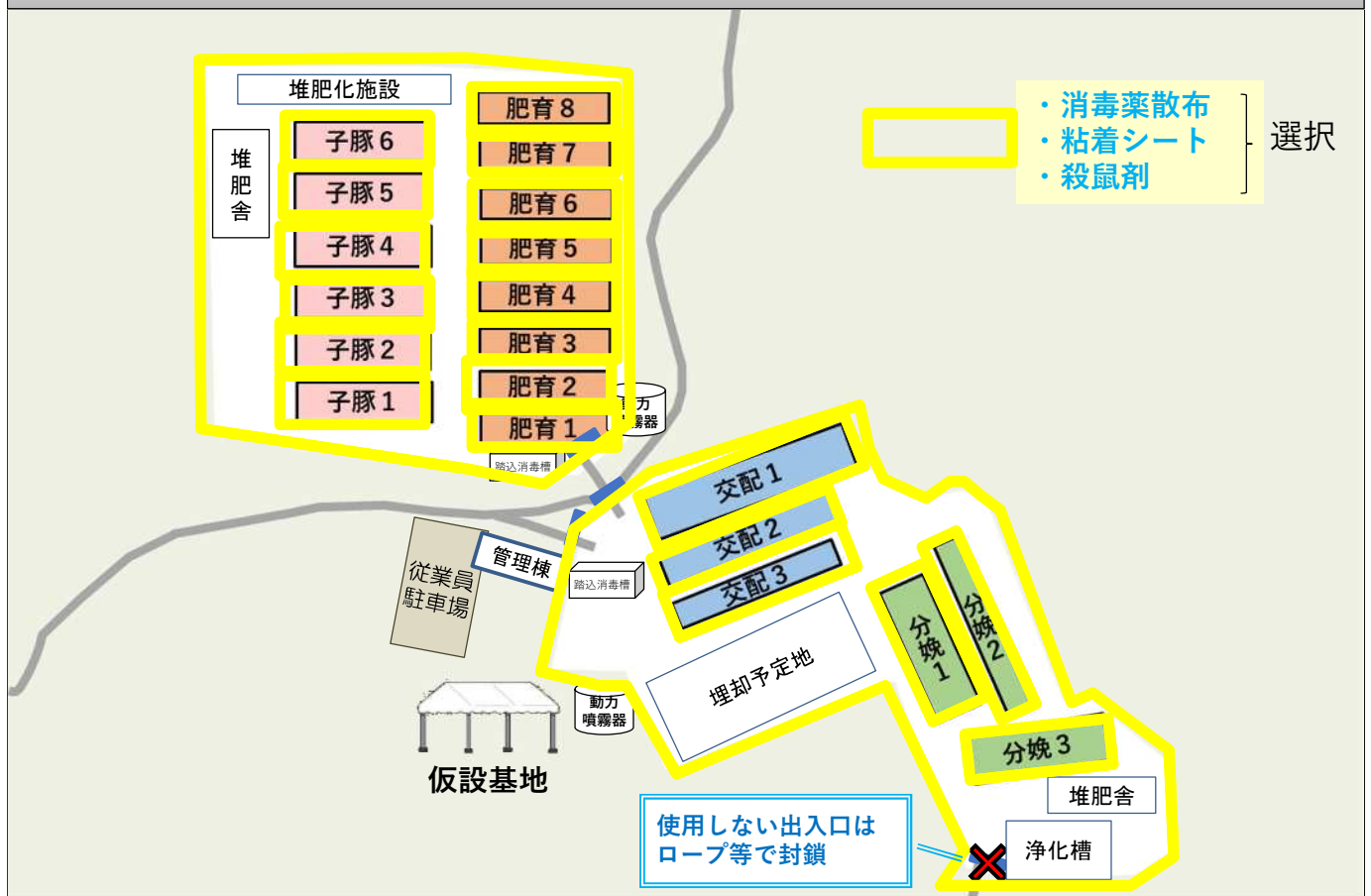




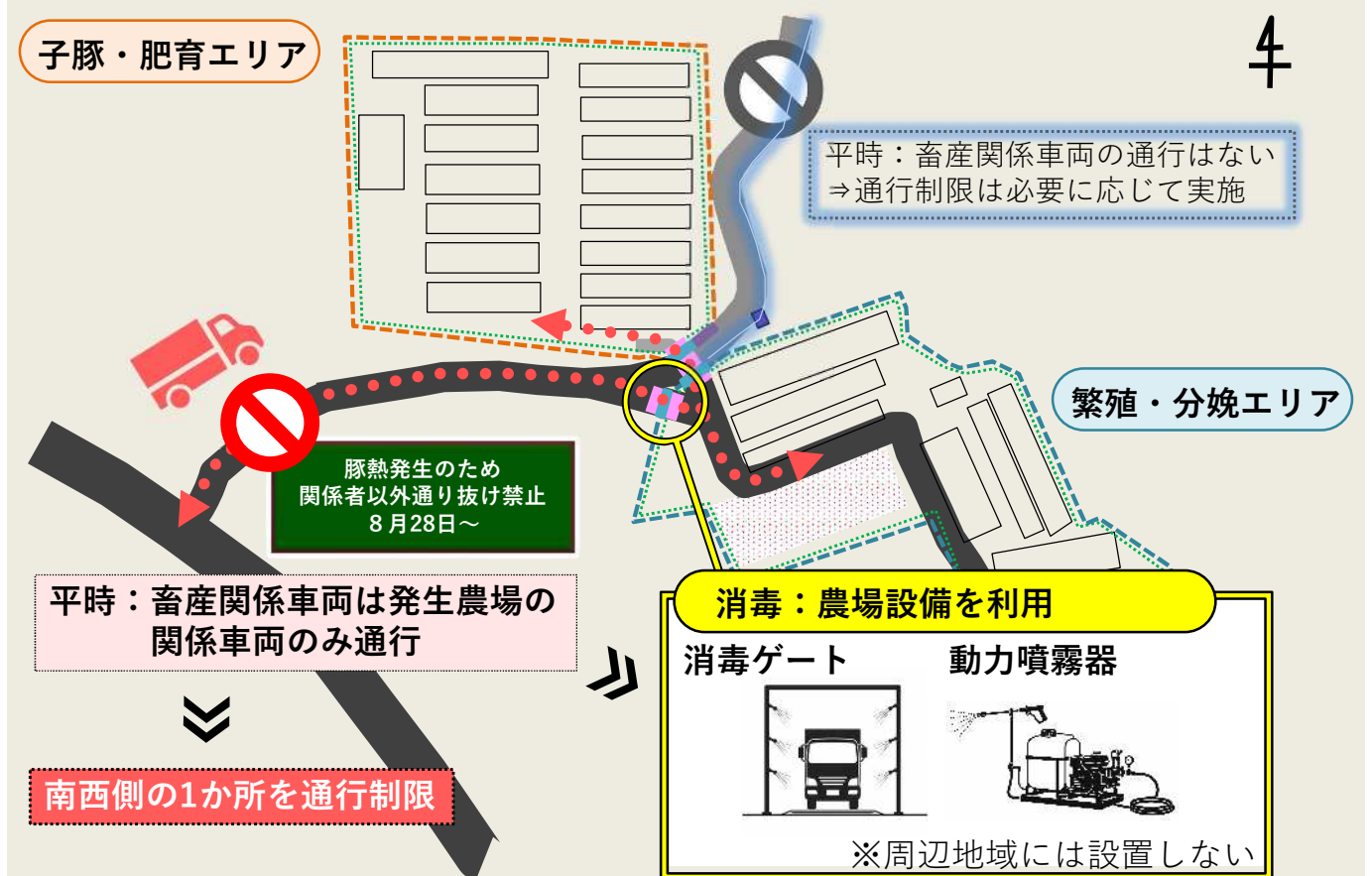


(資料のみ)

病原体拡散防止措置

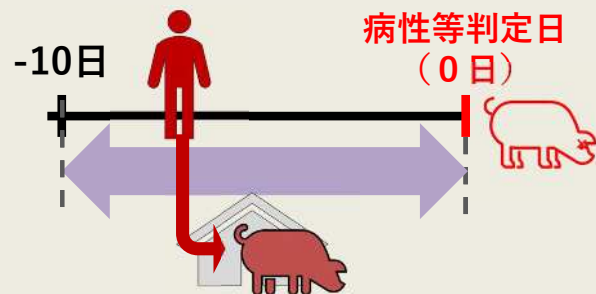


通行の制限又は遮断・消毒の実施

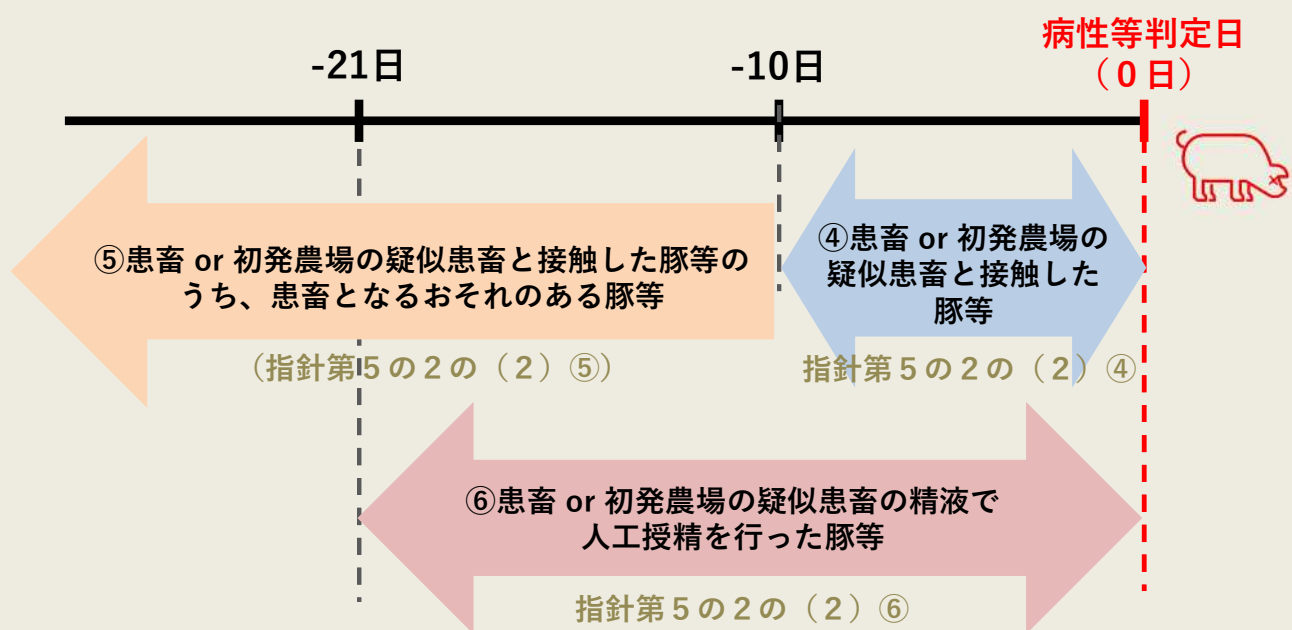


疑似患畜の定義①～③

- ① 初発農場において、同一の畜房内(畜房ごとに1頭ずつ飼養している場合には、同一の畜舎内)の複数の豚等に、特定症状が確認され、蛍光抗体法又は遺伝子検出検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等
- ② 患畜又は初発の疑似患畜が確認された農場で飼養されている豚等
- ③ 発生農場で患畜又は初発の疑似患畜と判定した日(発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。)から遡って **10日目の日から現在までの間に**豚等の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に、直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等

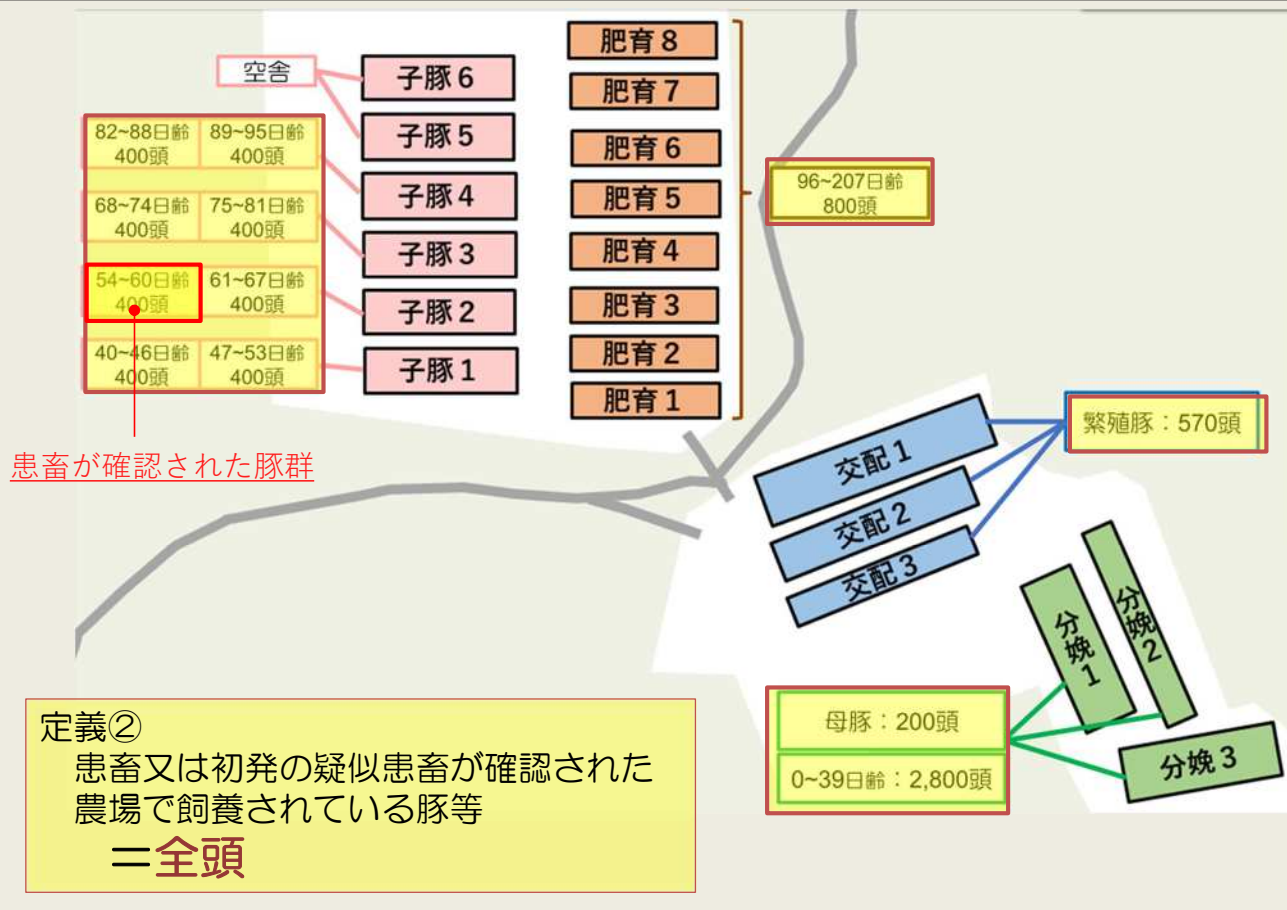


疑似患畜の定義④～⑥



(資料のみ)

発生農場の疑似患畜（患畜決定直後）



選択的殺処分

① ワクチン免疫が成立していない豚

- ・ ワクチン未接種
(防疫措置完了までに新たに生まれてくる子豚も該当)
- ・ 接種後20日を経過していない
- ・ 発育不良（ひね豚）

該当する豚

② 拡散状況確認検査

- ・ 豚熱感染を疑う症状がみられPCR陽性

③ その他

- ・ ワクチンが適切に接種されていない場合

全頭

- ・ 感染が限局していない場合（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）
- ・ 監視プログラム期間中に複数回続発した場合

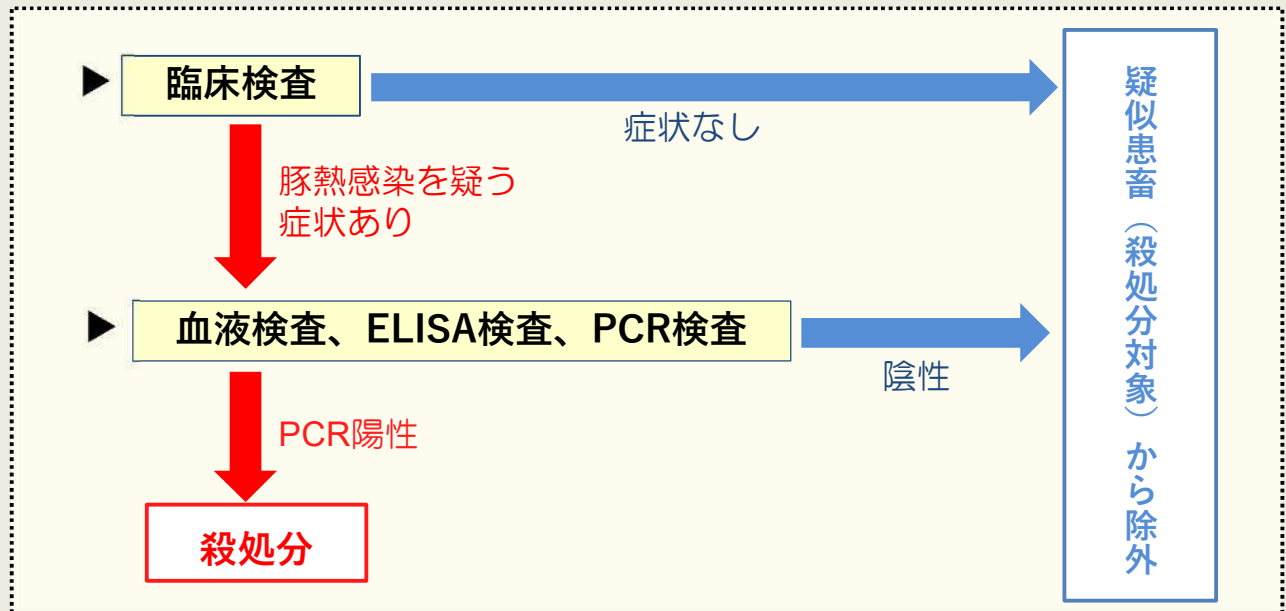
繁殖豚を
除く全頭

- ・ その他（①②に当てはまらなくとも、リスクがある場合）

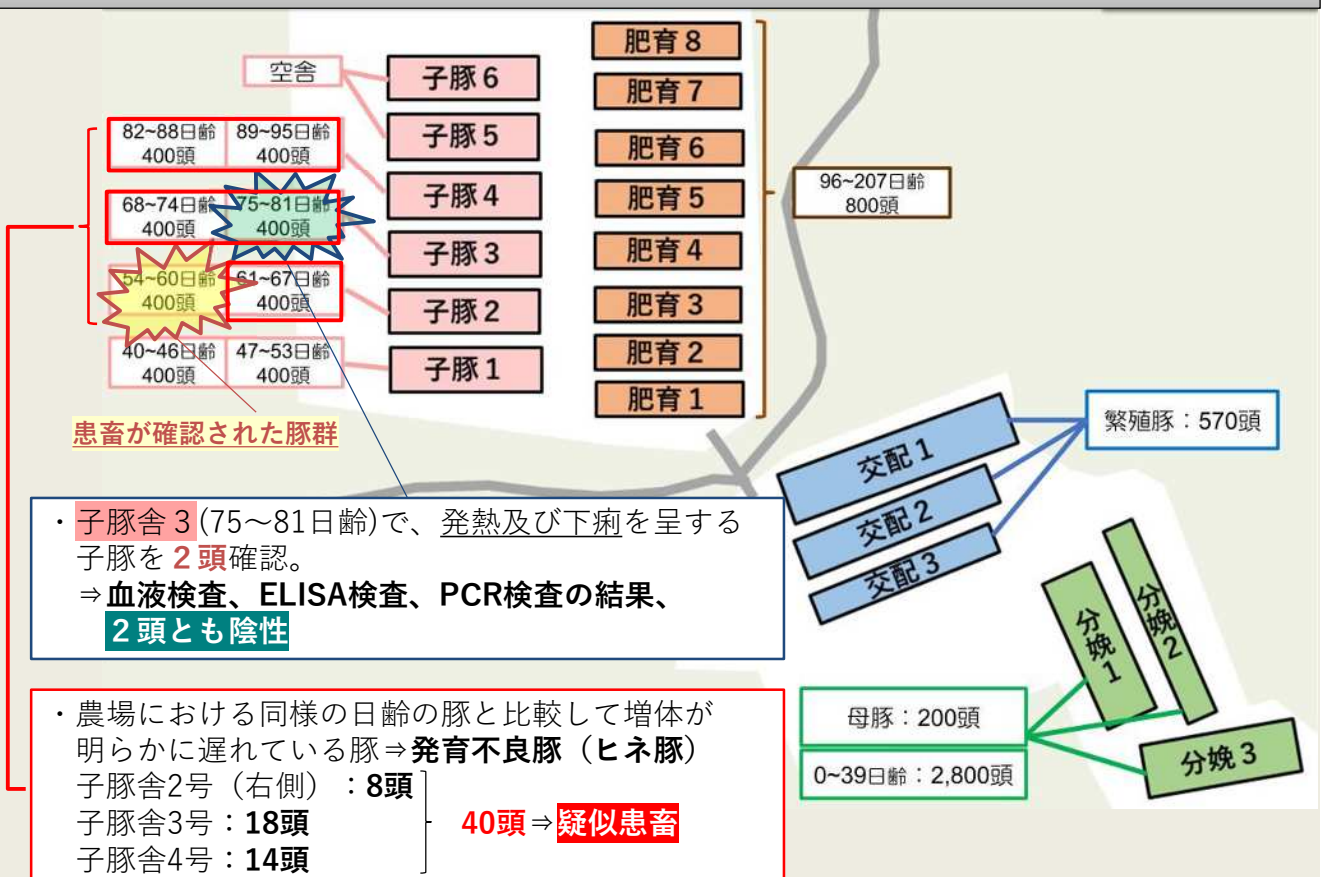
最終的には、農林水産省と協議の上、決定

拡散状況確認検査

対象：ワクチン未接種又は初回接種後20日を経過していない等、既に殺処分が決定した疑似患畜を除く全頭



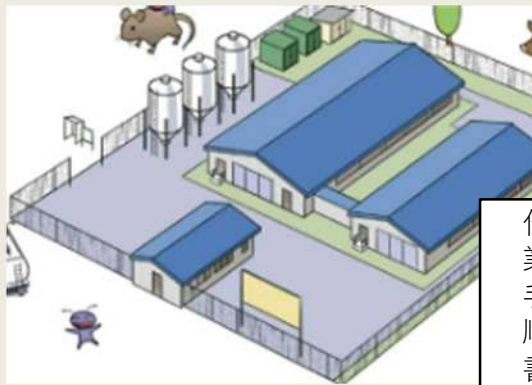
拡散状況確認検査、発育不良豚の確認



ワクチン接種状況の確認

発生農場

聞き取り



作業
手順書

ワクチン
接種豚台帳



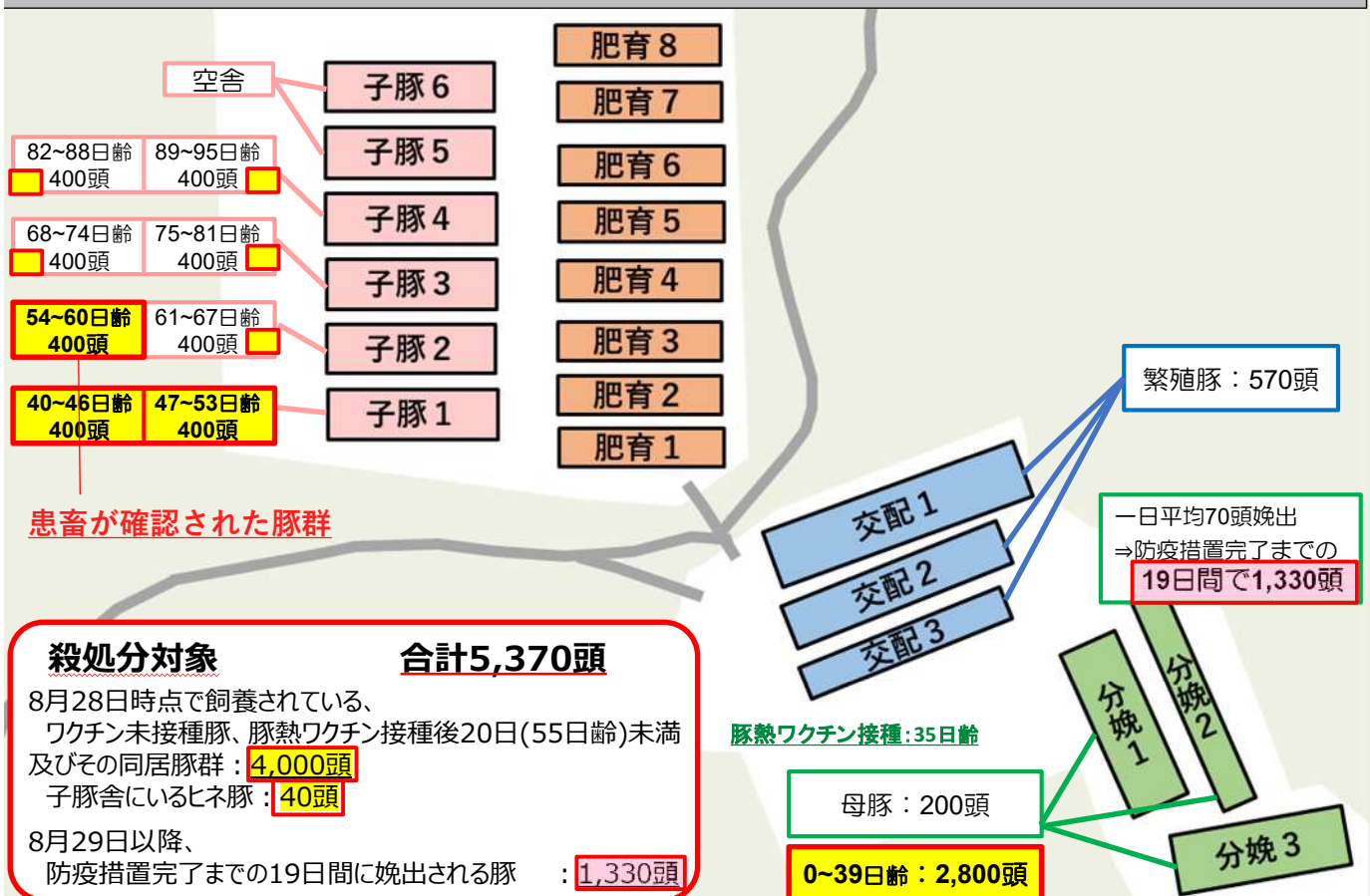
・作業手順書に従ってワクチンを接種していた。

・ワクチン接種豚台帳で確認できた。

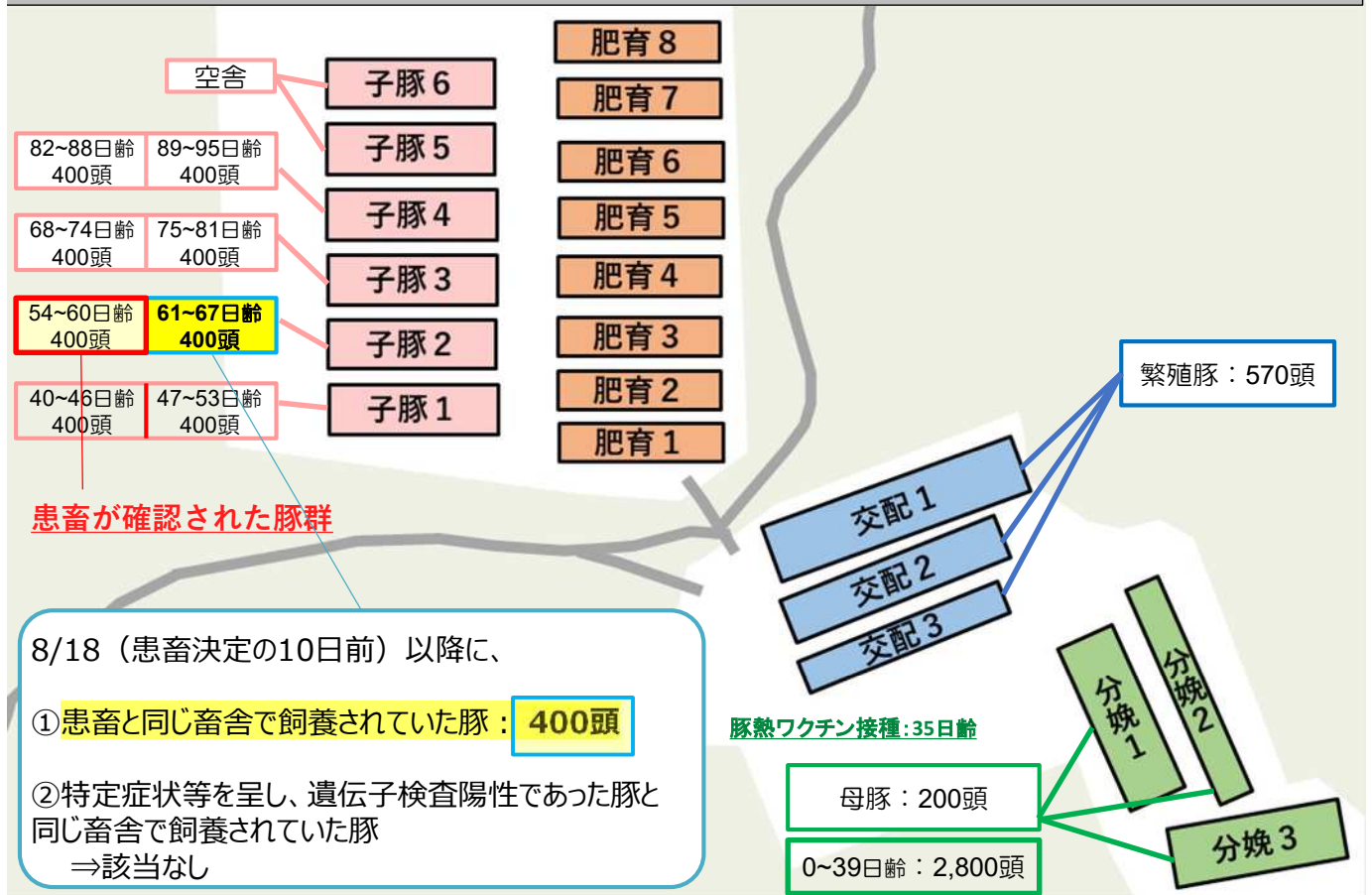


繁殖豚を疑似患畜（殺処分）から除外。

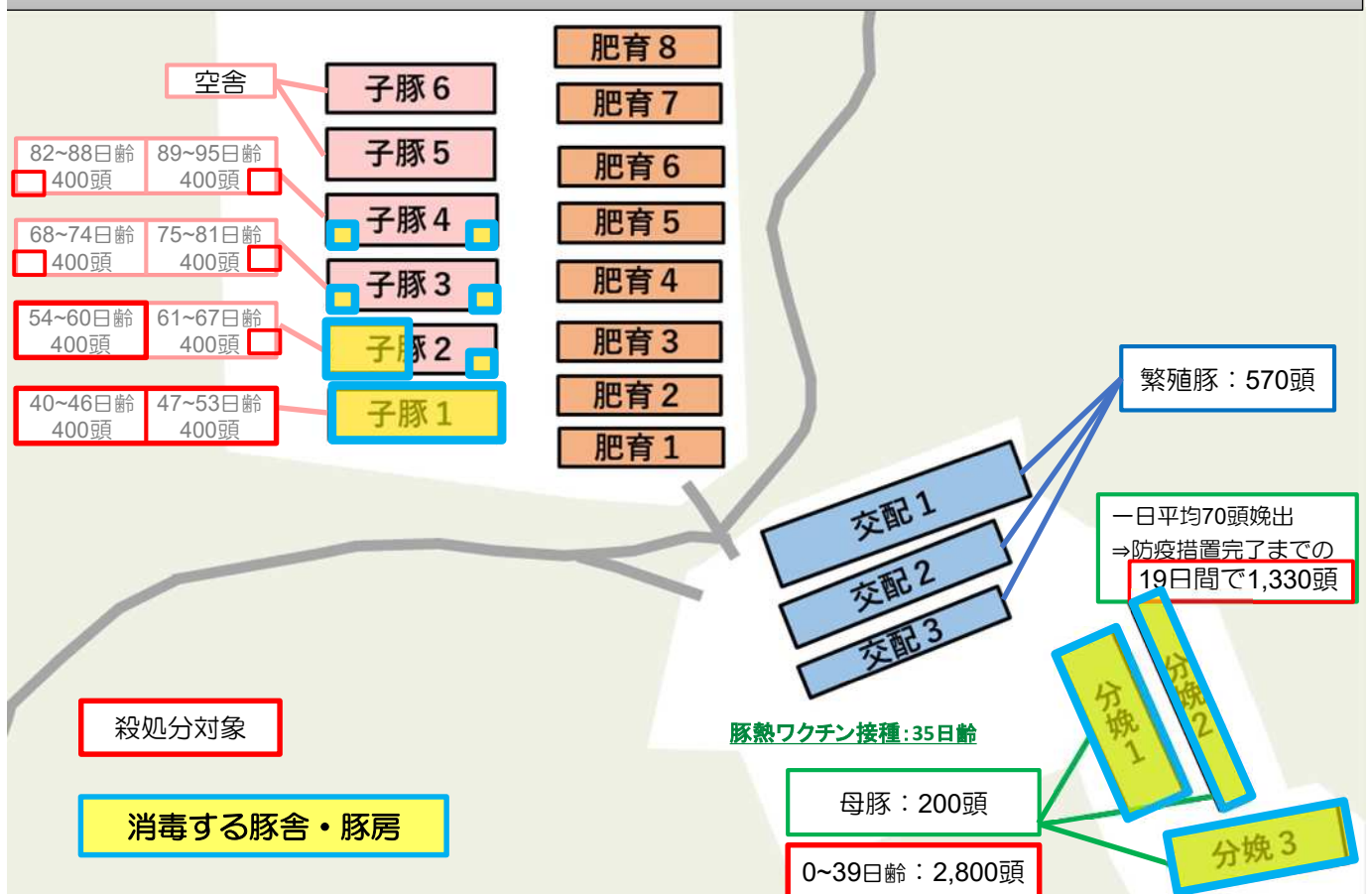
殺処分範囲の決定



ワクチンの緊急接種



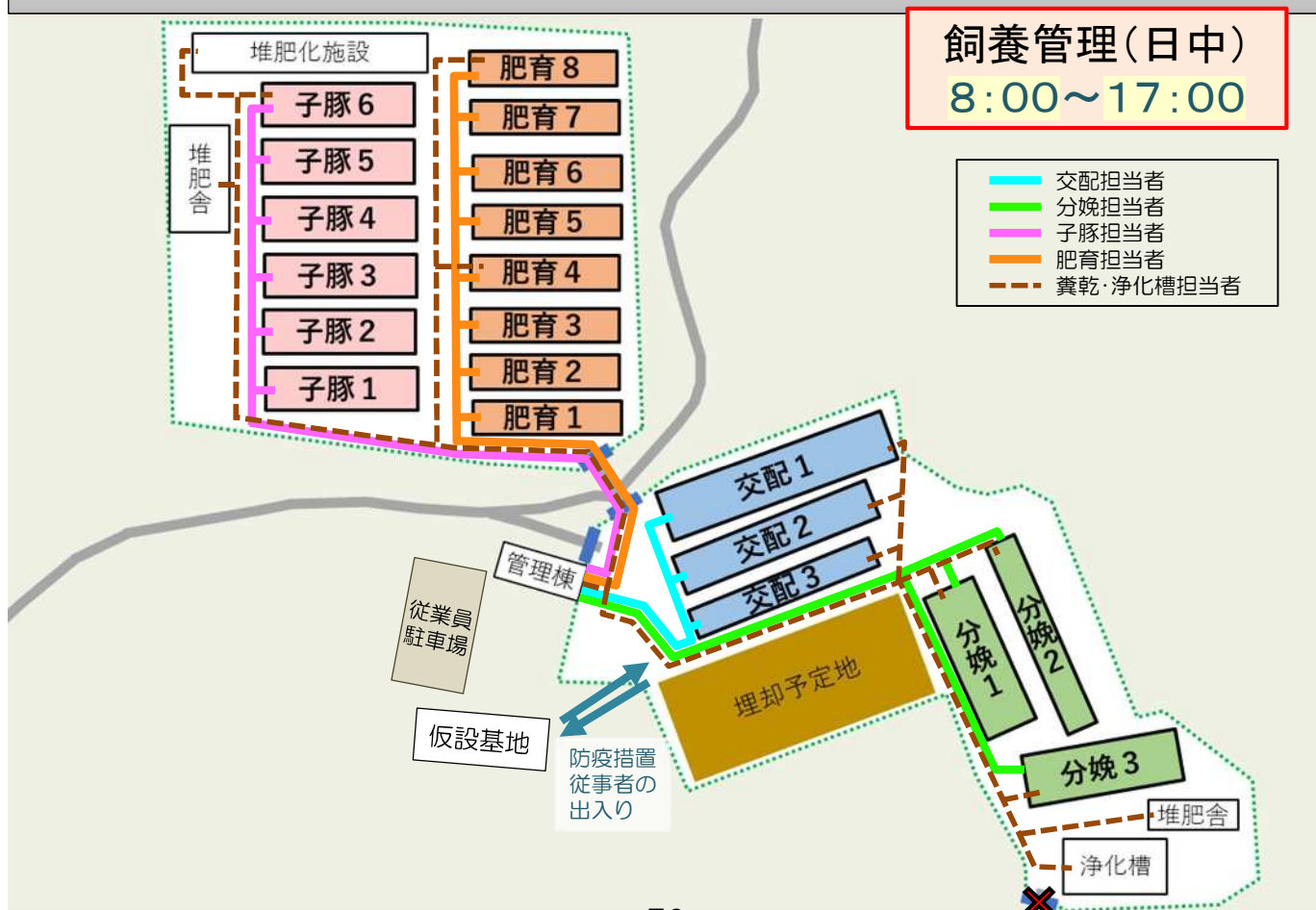
消毒実施範囲①



消毒実施範囲②



農場の従業員の作業動線



防疫措置の時間帯

夜間作業

殺処分しない豚との交差汚染防止

殺処分

豚の追い込み・引き出し、殺処分、搬出・積み込み

清掃・消毒

殺処分対象豚舎の
 ・豚舎内の排せつ物の除去
 ・飼料タンク内の飼料の除去（子豚舎1号）
 ・消毒及び消石灰散布

撤収作業

器具・機材の洗浄・消毒・積み込み
 テントなどの解体・消毒・積み込み
 場内の最終確認、ゴミの分別

日中作業

作業の安全を優先

埋却

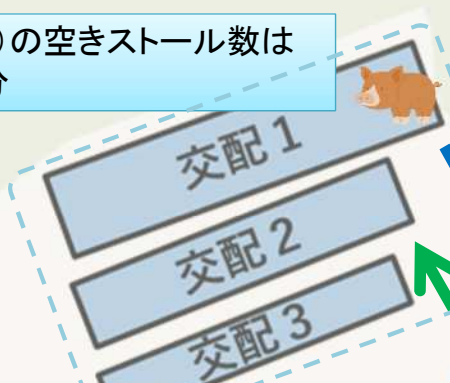
死体及び汚染物品の投入、埋却、消石灰散布

運搬

運搬

分娩舎における防疫措置

交配舎(3棟)の空きストール数は
分娩舎1棟分



③翌朝

交配舎の分娩間近の母豚を
分娩舎1へ戻す
 (飼養者に事前依頼)

①日中

分娩舎1の母豚を
交配舎の空きストールへ
 (飼養者に事前依頼)

消毒

②夜間

分娩舎1の子豚の
殺処分・豚舎消毒

以降、分娩舎2及び分娩舎3も同様に繰り返す
 →**分娩舎3棟の防疫措置に3日**を要する

埋却地

①殺処分頭数：4,040頭

子豚舎1： 800頭
子豚舎2： 400頭
發育不良豚： 40頭
分娩舎： 2,800頭
1tフレコンバック
×83袋

②生糞：5,356kg

(1,240頭×1.9kg)
1tフレコンバック
×4袋
分娩舎母豚：～8/31
(延600頭×5kg)
1tフレコン×5袋

③今後娩出予定の

哺乳豚：1,330頭
1tフレコンバック
×3袋

④子豚舎1号の

飼料：9t
(5tタンク×2基)
1tフレコンバック
×15袋

合計110袋

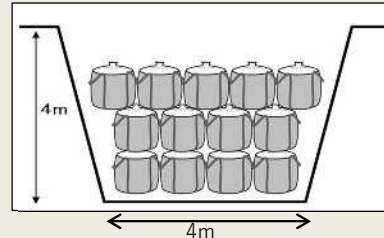
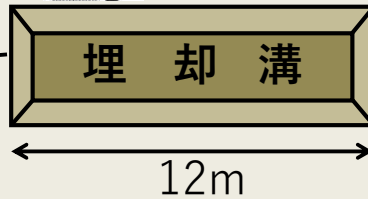
①幅4m×高さ4mの埋却溝の長さ1mあたりに埋められるフレコンバックは13袋。

⇒長さ9mで110袋を埋却可能

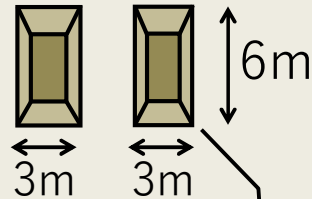
法面を含めて長さ12m

⇒必要面積

$12m \times 6m = 72m^2$



合計108m²

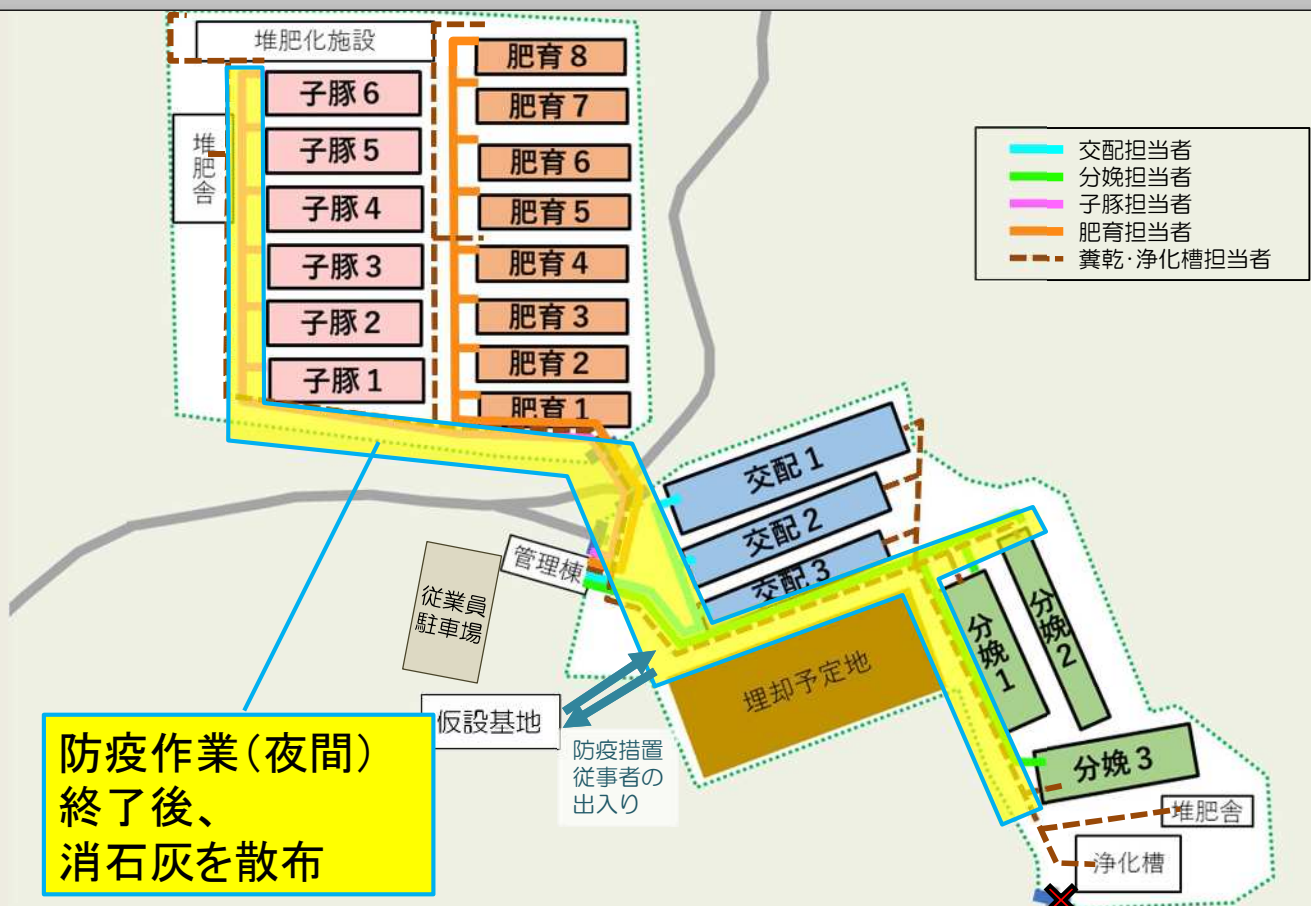


②今後娩出予定の哺乳豚のために幅4m×深さ2m×長さ3mの浅く短い埋却溝を2回掘削し、1週間ごとに埋却

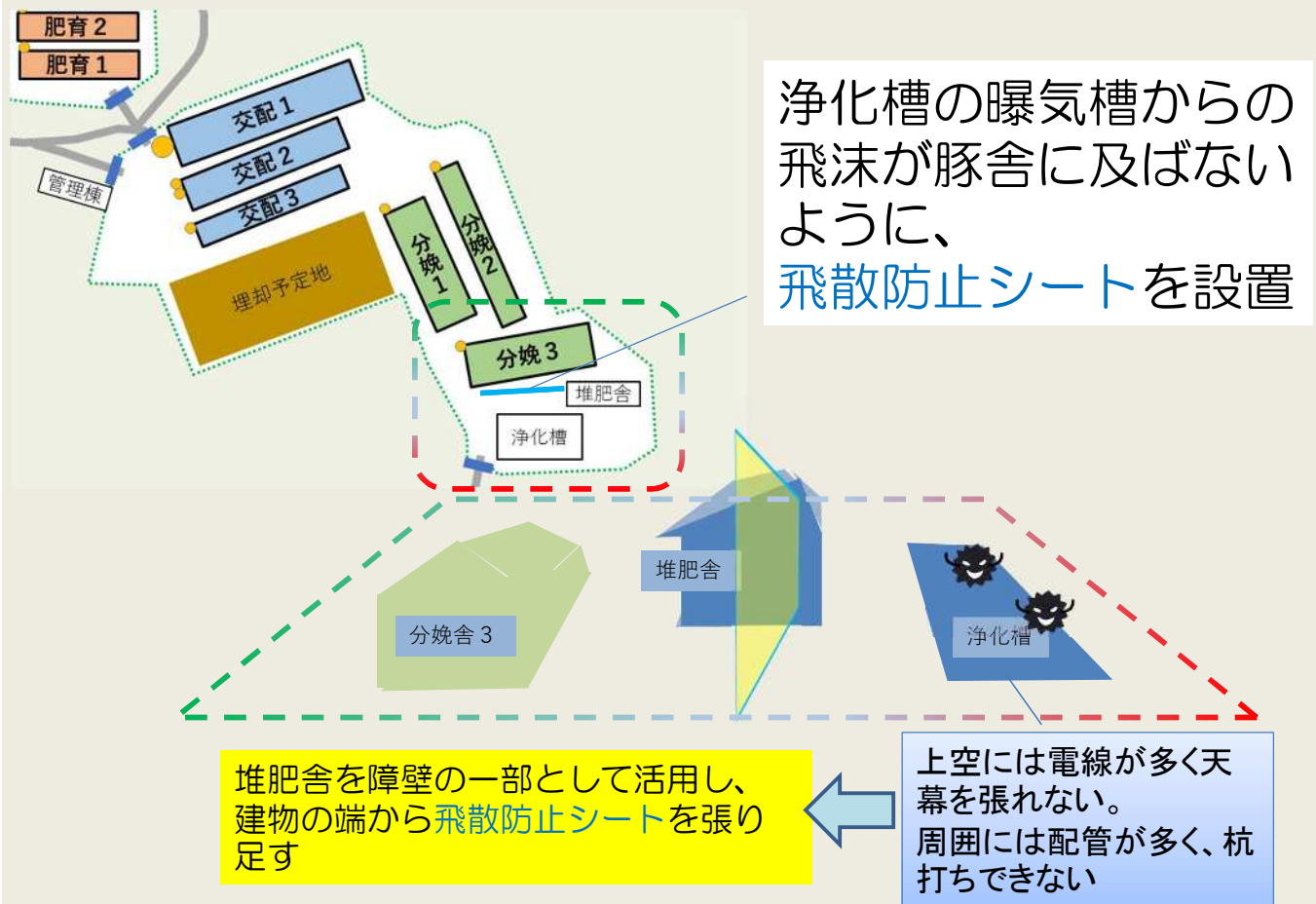
⇒必要面積

$3m \times 6m \times 2か所 = 36m^2$

従業員⇔防疫措置従事者間の交差汚染防止対策



浄化槽の飛散防止対策



発生農場の防疫措置に係る動員スケジュール

		18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:00	00:30	01:00	01:30	02:00	02:30	03:00	03:30	04:00	04:30	05:00	05:30
8/29 (1日目)	1班	準備	作業					作業				作業	退場											
	2班		準備	作業				作業				作業	退場											
8/30 (2日目)	3班	準備	作業					作業				作業	退場											
	4班		準備	作業				作業				作業	退場											
8/31 (3日目)	5班	準備	作業					作業				作業	退場											
	6班		準備	作業				作業				作業	退場											
9/1 (4日目)	7班	準備	作業					作業				作業	退場											
	8班		準備	作業				作業				作業	退場											

各班、90分×3回作業に従事する

発生農場の埋却に係る動員スケジュール

0日目：防疫指導班(家保、振興局、市町、建設業協会)

1日目以降：1日1班

家保(1名)、農業土木技師(2名)、一般県職員(2名)、建設業協会

	08:30	09:00	09:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30
8/28 (0日目)	埋却																		21:00 患畜確定
8/29 (1日目)	埋却	準備		試し掘削		休憩				埋却溝掘削								片付け	19:00 殺処分開始
8/30 (2日目)	埋却	準備		汚染物品埋却		休憩				(進捗に応じて作業)								片付け	
8/31 (3日目)	埋却	準備		汚染物品埋却		休憩				(進捗に応じて作業)								片付け	
9/1 (4日目)	埋却	準備		汚染物品埋却		休憩				(進捗に応じて作業)								片付け	
9/2 (5日目)	埋却	準備		汚染物品埋却		休憩				埋却溝の埋め戻し								片付け	埋却完了

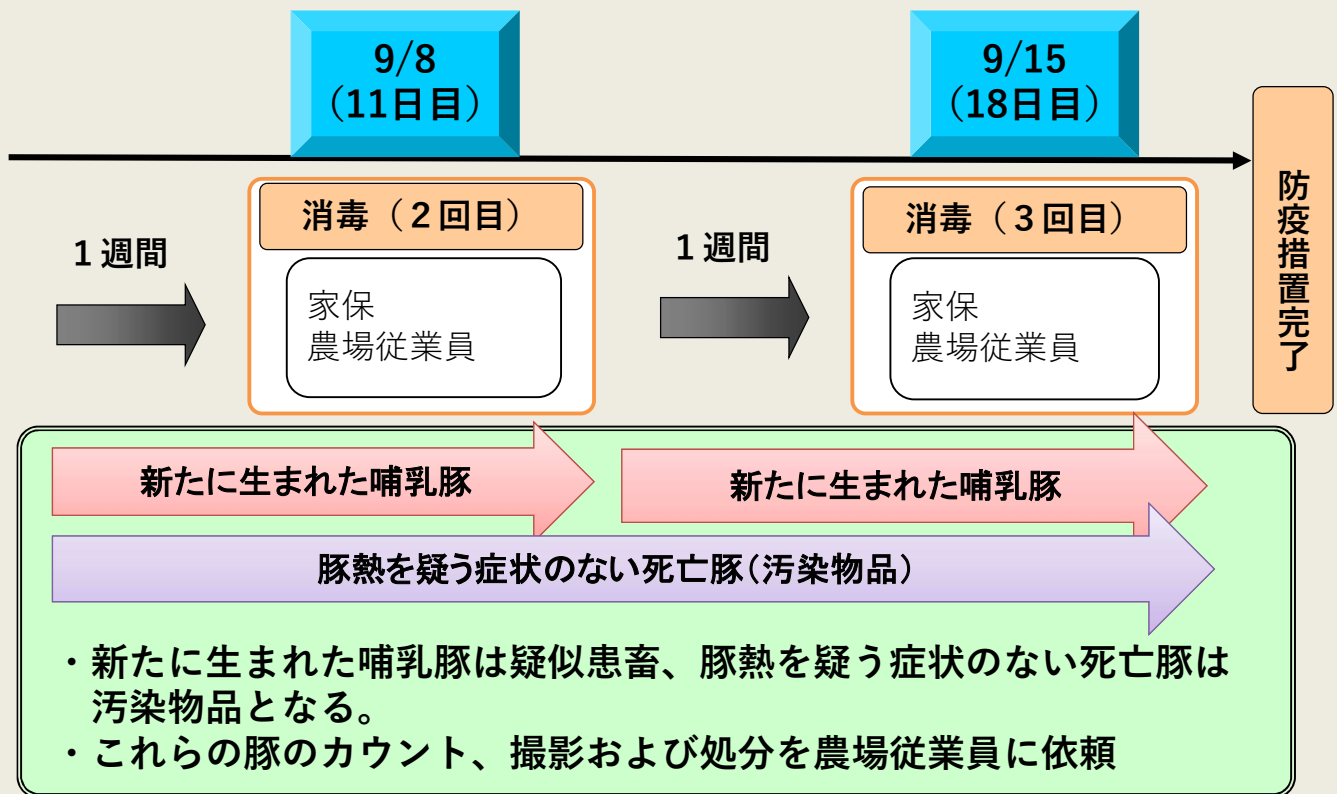
発生農場の防疫措置に係る動員体制

- ・飼養管理の動線を考慮し、殺処分・清掃・消毒は夜間、埋却は日中に実施
- ・夜間は2班体制（一般従事者は1班30名、1回目の消毒完了まで4日間、計240名動員）
- ・家保職員は毎日11名（殺処分に4、仮設基地に2、集合基地に4、埋却に1）

8/29 (1日目)	8/30 (2日目)	8/31 (3日目)	9/1 (4日目)
試掘・掘削 殺処分、清掃消毒 動員数 82名 一般従事者(夜) 60 ・県職員 40 ・関係機関 20 (市町、団体、獣医師等) 埋却(県職員) 4 家保 11 (殺4、仮2、集4、埋1) 重機オペレーター 7 (殺4、埋3)	埋却 殺処分、清掃消毒 動員数 82名 一般従事者(夜) 60 ・県職員 40 ・関係機関 20 (市町、団体、獣医師等) 埋却(県職員) 4 家保 11 (殺4、仮2、集4、埋1) 重機オペレーター 7 (殺4、埋3)	埋却 殺処分、清掃消毒 動員数 82名 一般従事者(夜) 60 ・県職員 40 ・関係機関 20 (市町、団体、獣医師等) 埋却(県職員) 4 家保 11 (殺4、仮2、集4、埋1) 重機オペレーター 7 (殺4、埋3)	埋却・埋め戻し 殺処分、清掃消毒 動員数 82名 一般従事者(夜) 60 ・県職員 40 ・関係機関 20 (市町、団体、獣医師等) 埋却(県職員) 4 家保 11 (殺4、仮2、集4、埋1) 重機オペレーター 7 (殺4、埋3)

発生農場の防疫措置に係る動員体制

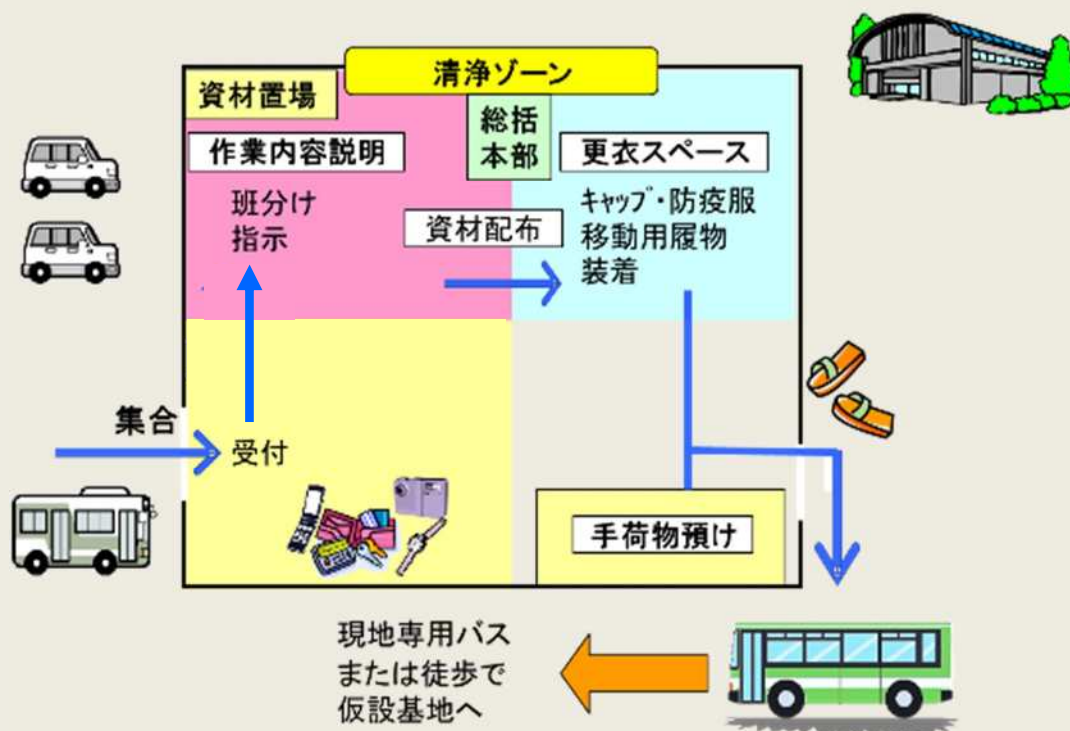
- ・ 2回目と3回目の消毒は、家保職員と農場の従業員で対応



(資料のみ)

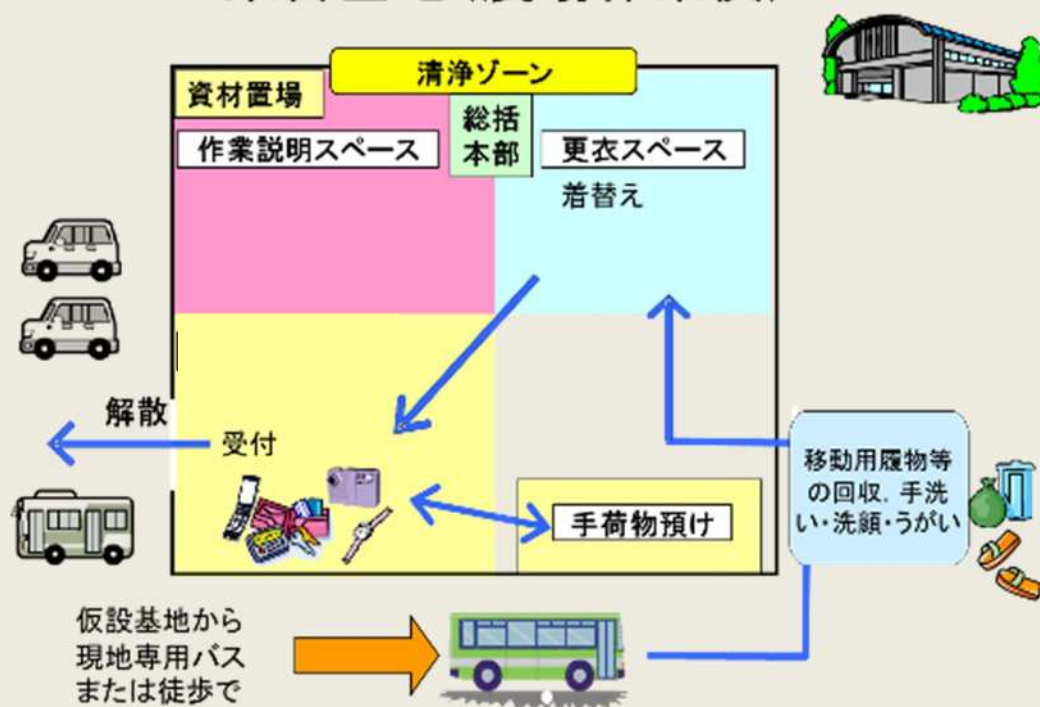
防疫措置従事者の1日の行程

集合基地(農場作業前)



防疫措置従事者の1日の行程

集合基地(農場作業後)



集合基地、仮設基地

集合基地

- 各地から集まる防疫措置従事者の集合場所
- 全体の作業内容の説明、防疫服への着替え、防疫資材の配布などを行う

S市の体育館(発生農場から12km)を想定



移動

仮設基地

- 発生農場の隣接地に設置
- テントやコンテナハウスなど
- 防疫措置従事者のサポート、防疫資材の管理・配布など

農場出入口の近くで、従業員の入退場の動線と交差しない。



(資料のみ) 防疫服・防疫用具の着衣など手順

集合基地

- (1) 防疫服に氏名(カタカナ)、係名、班数などを記入
- (2) 防疫服の装着
- (3) キャップの装着
- (4) 移動用履物に履き替え



(バスで仮設基地に移動)

仮設基地 (清浄ゾーン)

- (5) 移動用履物を脱ぎ、仮設基地に入場
- (6) マスクの装着
- (7) 防疫服のフードを被る
- (8) ゴーグルを装着
- (9) 内側手袋(薄手)の装着
- (10) 外側手袋(厚手)の装着



(準汚染ゾーンに移動)

仮設基地 (準汚染ゾーン)

- (11) 長靴の装着
- (12) 外側手袋・長靴・防疫服の目張り
- (13) 目張りなどに隙間ないか最終チェック(着衣完了)



農場など (汚染ゾーン)

(農場に入場)

豚の殺処分

※発育ステージなどに応じて適切な方法を選択

電殺



【適用】
繁殖母豚、種雄豚、
肥育豚(3か月齢以上)

薬殺

静脈へ注射



心臓へ注射



【適用】
繁殖母豚、種雄豚、
肥育豚(3か月齢以上)

ガス殺

トラック荷台、コンテナ等への
収容



密閉後にガス注入



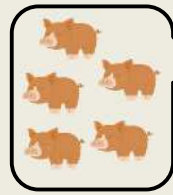
【適用】
子豚(3か月齢未満)、
哺乳豚

畜舎内動線（哺乳豚イメージ）

分娩舎 2

体重1.5kg

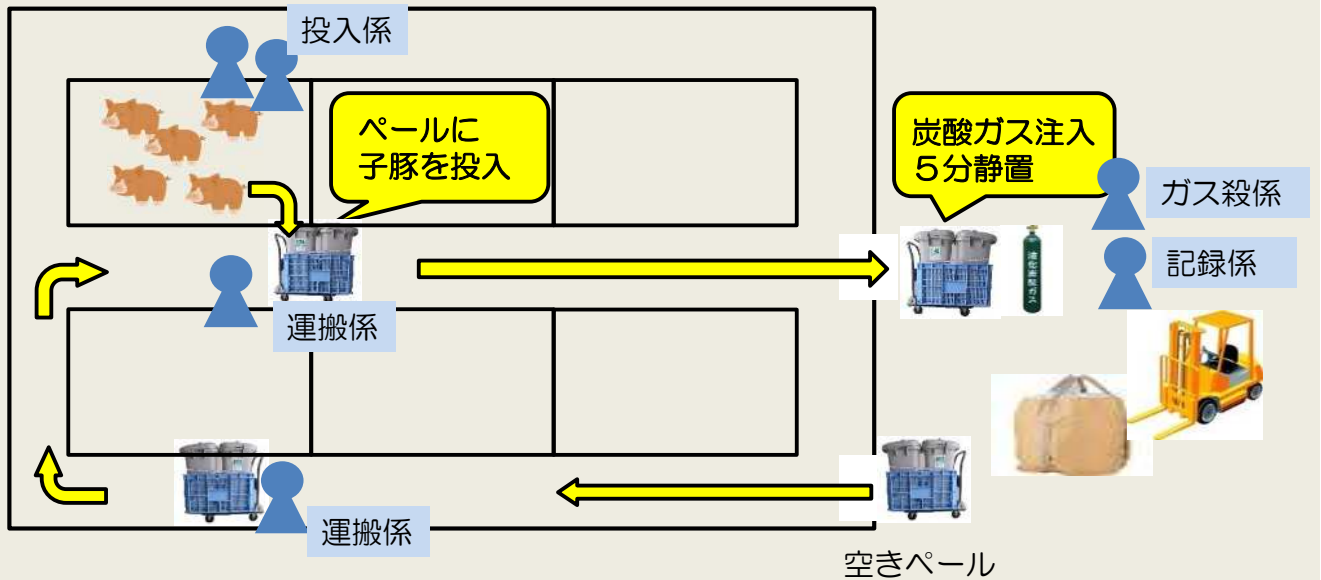
全てガス殺、周回輸送



10-20頭ずつ
パールに投入

ガス殺

フレコンバッグ
詰め



畜舎内動線（離乳豚イメージ）

子豚舎

体重12～25kg

主にガス殺、ピストン輸送
電殺する場合は、入口側の豚房に引き入れる



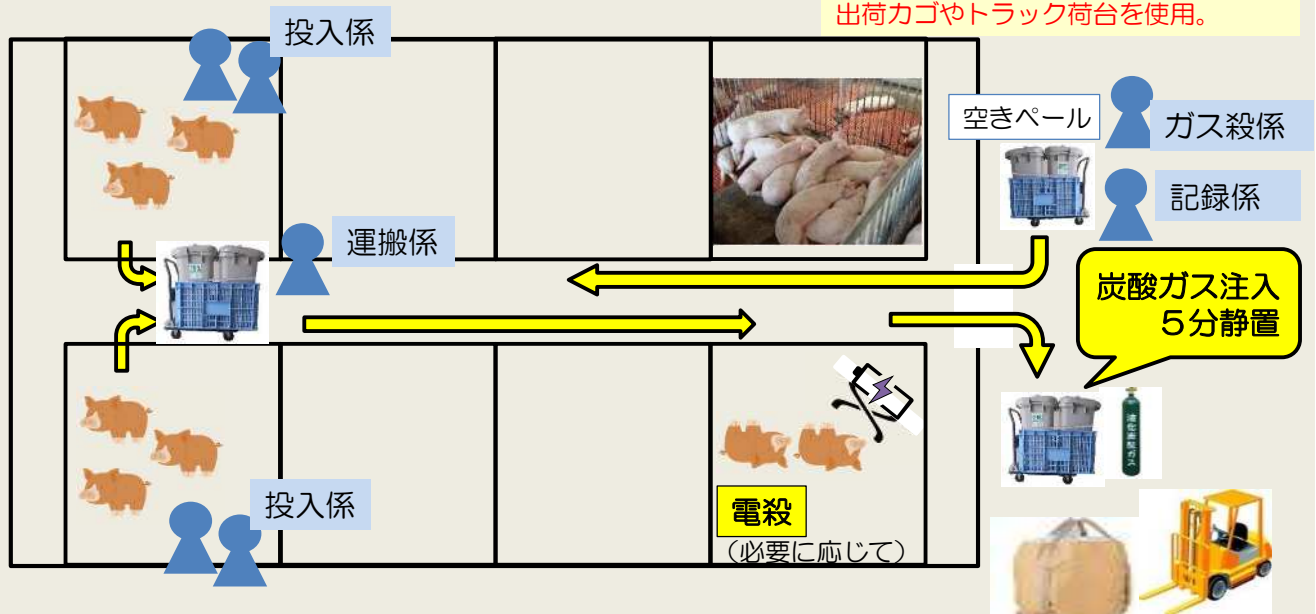
1～3頭ずつ
パールに投入

ガス殺

フレコンバッグ
詰め



※20kg超の子豚のガス殺は、
出荷カゴやトラック荷台を使用。



埋却地への運搬



写真：岐阜県提供

埋却溝への投入



清掃・消毒

清掃



豚舎内の排せつ物や敷料の除去



水洗

消毒



消毒薬の噴霧



消石灰散布

埋却後の埋め戻し、発掘禁止の表示



(資料のみ)

防疫服・防疫用具の脱衣など手順

農場など
の境界

(1) 踏込消毒後、動力噴霧器などによる全身消毒

↓ (準汚染ゾーンに移動)

仮設基地
(準汚染ゾーン)

- (2) 長靴と外側手袋の目張りの廃棄
- (3) 外側手袋とゴーグルの廃棄
- (4) 防疫服の廃棄
- (5) マスク・キャップの廃棄
- (6) 内側手袋の廃棄
- (7) 長靴を脱ぐ

↓ (清浄ゾーンに移動)

仮設基地
(清浄ゾーン)

- (8) 手洗い・洗顔・うがいの実施
- (9) 必要に応じて防疫服※1を装着
- (10) 移動用履物を履く

↓ (バスで集合基地に移動)

集合基地

(11) 帰宅用衣服※2に着替え(脱衣完了)



※1 作業着が汚れた場合など

※2 帰宅用衣服は各自で用意・持参

疫学調査

目的：疑似患畜の特定（指針第4の3の（2））

疫学関連家畜の特定（指針第12の1の（1））

豚熱の感染経路をあらゆる面から検証（留意事項94）

調査対象：①発生農場

②発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び

畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場等）

農場の豚等を疑似患畜又は疫学関連家畜と
判断した場合



特定症状の有無等の異状を確認（立入 or 聞き取り）

疫学調査の概要

調査事項（指針第4の3の（2））

- ① 豚等の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ・ 獣医師及び家畜人工授精師
 - ・ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等
- ③ 堆肥等の出荷先
- ④ 精液等の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

※いずれも過去28日間の情報を収集

日頃からこれらの情報を整理

(資料のみ)

疫学調査の概要

調査事項（留意事項94）

- 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無等）
- 気温、湿度、天候、風量・風向等
- 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液等の運搬物資の動き
- 所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の人の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- 豚等の放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- 野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
- 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等
- 農作業用機械の共有の有無
- 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

(資料のみ)

疫学調査

疫学調査票

日時	導入元, 頭数 (連絡先)	運送業者 (連絡先)			
豚等の導入					
日時	出荷先, 頭数 (連絡先)	運送業者 (連絡先)			
豚等の出荷					
日時	立入範囲	連絡先			
所有者・従業員の出入り					
日時	立入範囲	連絡先			
獣医師・指導員等の出入り					
日時	立入範囲	連絡先			
業者 (修理, 宅配, 郵便, 電気, ガス等), その他 (来客)					
日時	購入元	精液又は採卵日	出荷先	連絡先	
動物用医薬品					
日時	購入元	精液及び受精卵	給与飼料の情報 (飼料の産地, 食品残さ給与の有無等)	死亡豚等の処理状況 (日時, 運搬車両, 搬出先等)	
飼料運搬車					
日時	購入元	海外渡航歴, 海外からの物品の有無等	他農場との器具機材等の共有	日時	共有農場
敷料運搬車					

疫学調査票を作成

(資料のみ)

疫学調査

調査事項 (指針第4の3の(2))

① 豚等の移動履歴

①	日時	導入元, 頭数 (連絡先)	運送業者 (連絡先)
豚等の導入	14日前	〇〇、GP 3 頭	〇〇
①	日時	出荷先, 頭数 (連絡先)	運送業者 (連絡先)
豚等の出荷	7日前 (肉豚出荷)	□□、50頭	△△運送
	14日前 (肉豚出荷)	□□、50頭	△△運送
	21日前 (肉豚出荷)	□□、40頭	△△運送
	28日前 (肉豚出荷)	□□、60頭	△△運送
	7日前 (子豚出荷)	★農場・☆農場・◆農場・◇農場 各80頭	▲▲運輸
	14日前 (子豚出荷)	★農場・☆農場・◆農場・◇農場 各100頭	▲▲運輸
	21日前 (子豚出荷)	★農場・☆農場・◆農場・◇農場 各90頭	▲▲運輸
	28日前 (子豚出荷)	★農場・☆農場・◆農場・◇農場 各90頭	▲▲運輸

と畜場における
交差汚染による
疫学関連家畜の
有無を確認疑似患畜・疫学関連家畜
に該当する豚等の
有無を確認

(資料のみ)

疫学調査

調査事項（指針第4の3の（2））

② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

- ・ 獣医師及び家畜人工授精師
- ・ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等

② 獣医師・指導員等の出入り	日時 21日前	立入範囲 本農場立入から7日以内に立入した別農場は県内系列2農場。	連絡先
② 飼料運搬車	日時 毎週3～4日（入退場時ともにゲート式車両消毒を実施）	購入元 ▽▽飼料	運送業者（連絡先）
② 敷料運搬車	日時 購入・使用なし	購入元	運送業者（連絡先）
② 排せつ物処理状況（日時、運搬車両、搬出先等）	糞尿の持ち出しはなし。堆肥を積んだ自農場のトラックを使い、衛生管理区域境界で車両消毒後に出車。		
② 死亡豚等の処理状況（日時、運搬車両、搬出先等）	21日前。飼養衛生管理区域外の死亡豚保管箱から持ち出し		

疫学関連家畜に該当する豚等の有無を確認

(資料のみ)

疫学調査

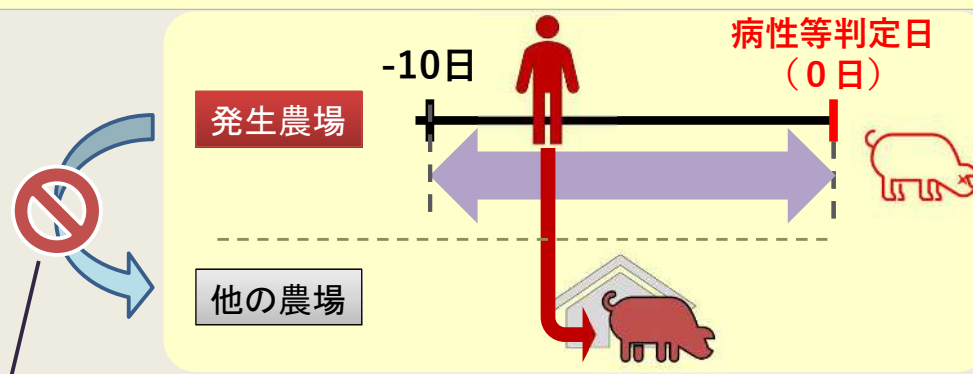
調査事項（指針第4の3の（2））

- ③ 堆肥等の出荷先
- ④ 精液等の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

③ 排せつ物処理状況（日時、運搬車両、搬出先等）	糞尿の持ち出しはなし。堆肥を積んだ自農場のトラックを使い、衛生管理区域境界で車両消毒後に出車。多数の農場に譲渡。		
④ 精液及び受精卵	採精又は採卵日	出荷先	連絡先
	採精又は採卵はしていない		
⑤ 給与飼料の情報（飼料の産地、食品残さ給与の有無等）	市販配合のみ。食品残渣の使用はなし。		

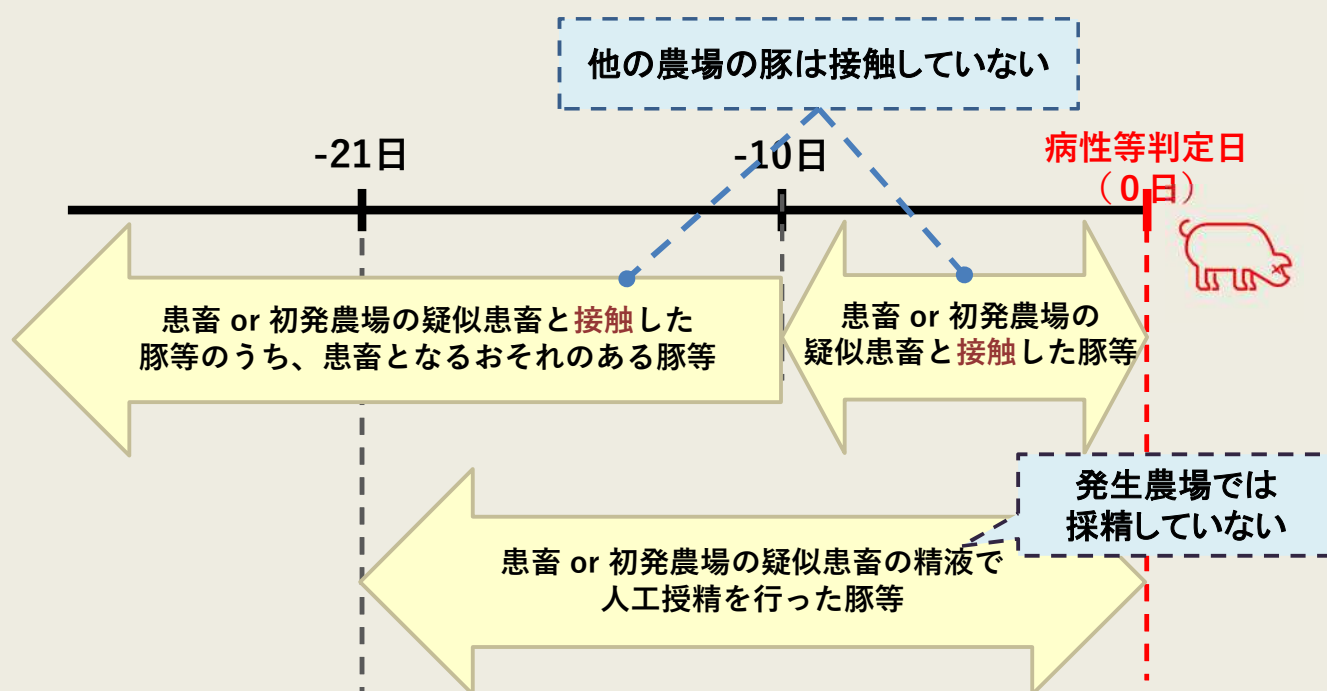
発生農場以外の農場等における疑似患畜

発生農場で患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って 10日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等



発生農場の従業員等は、
他の農場に立ち入ることがないため、該当なし

発生農場以外の農場等における疑似患畜



疑似患畜に該当する豚はいなかった

疫学関連家畜の定義

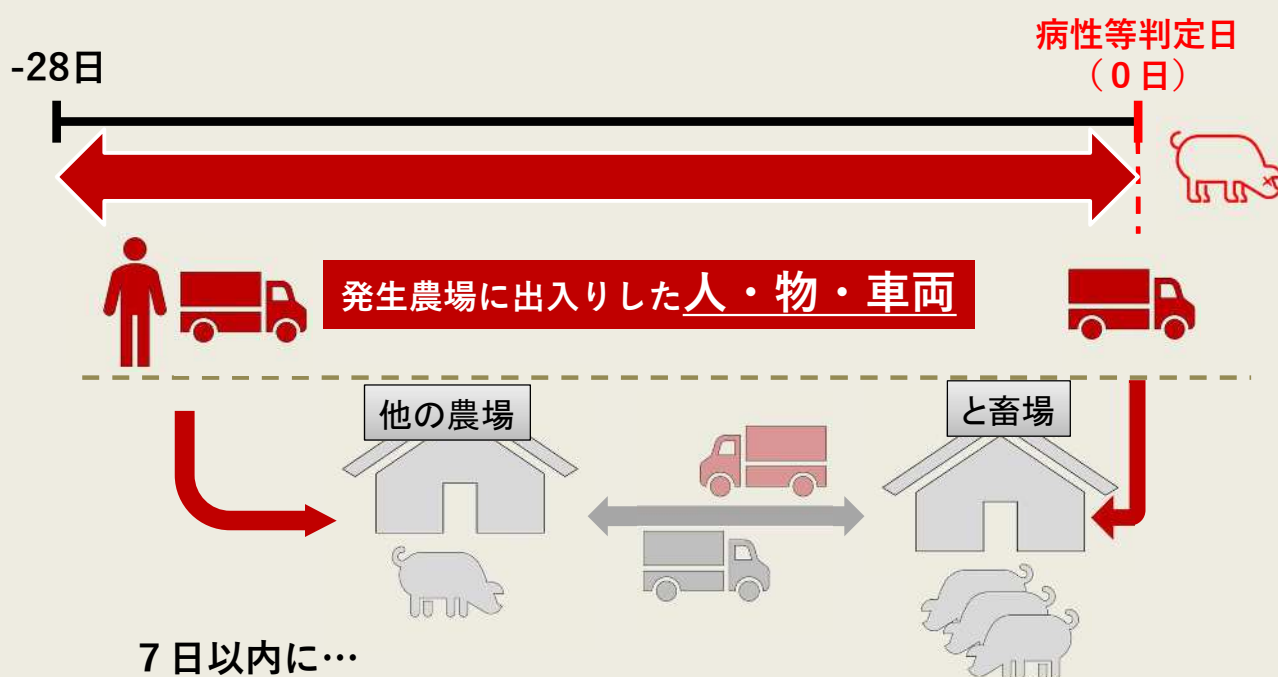
★疫学関連家畜とは…（指針第12の1の（2））

- ① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に**患畜と接触**した豚等
- ② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に**疑似患畜**（臨床症状を呈していたものに限る）**と接触**した豚等
- ③ 指針第5の2の（2）④～⑥で規定される**疑似患畜が飼養されていた農場**で飼養されている豚等
- ④ （次のスライドで説明）



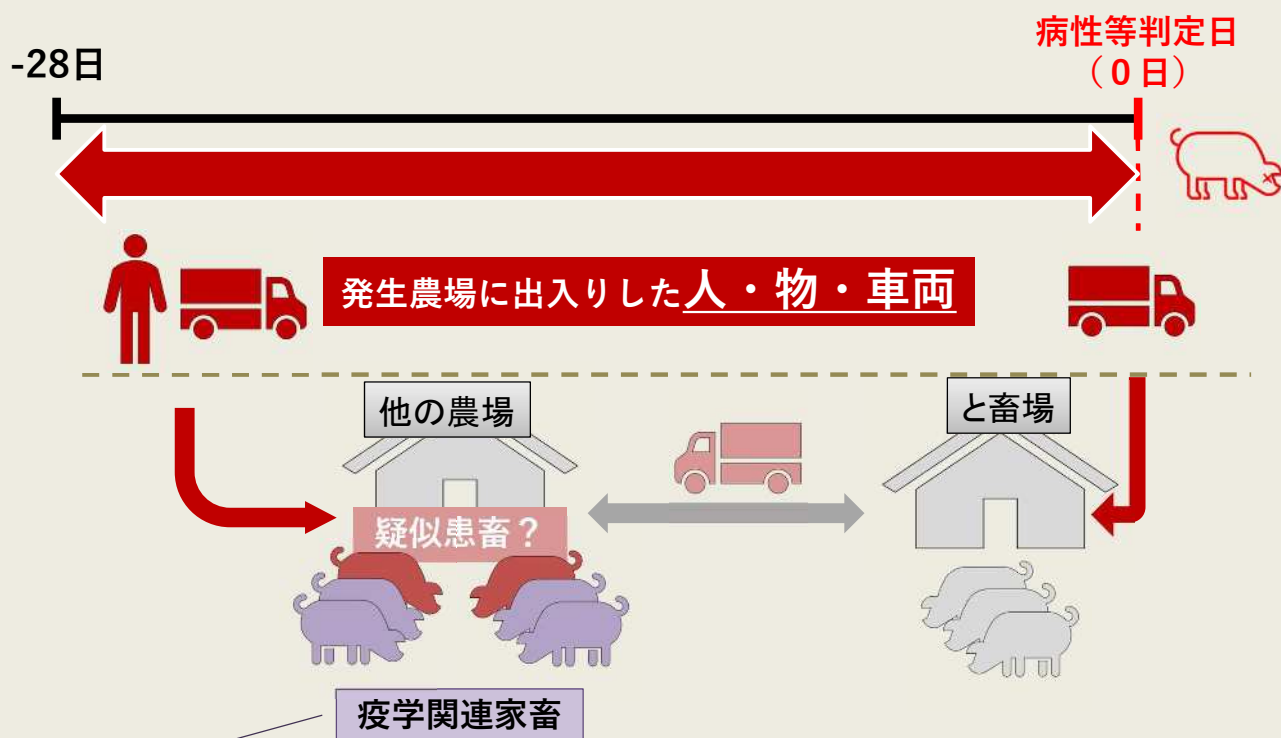
ウイルスに汚染されたおそれのある他農場の豚等を特定

疫学関連家畜④の調査



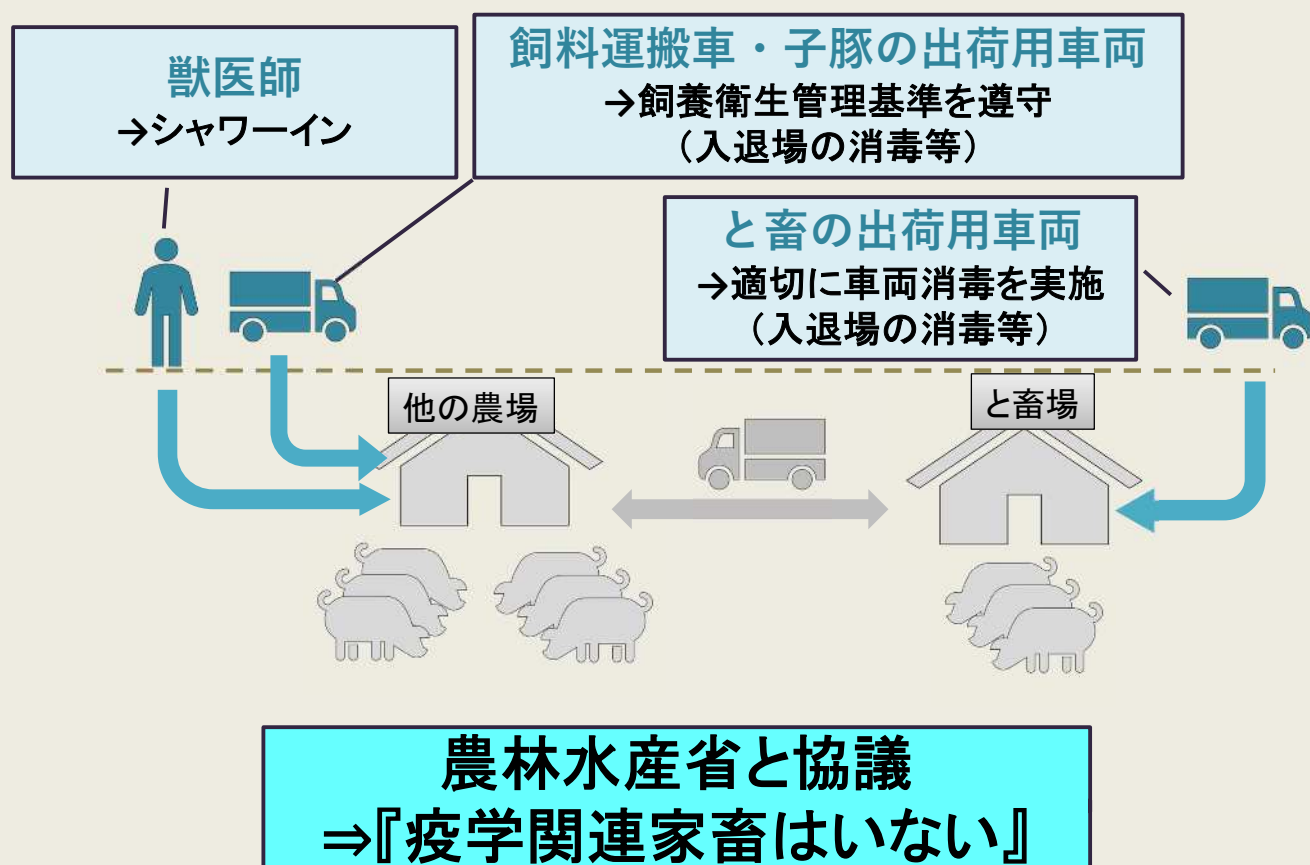
- ・ 他**の農場**の衛生管理区域**に出入り**した場合
- ・ 他**の農場**の豚等や車両が**と畜場において**発生農場からの出荷豚等や車両等と**交差汚染**した可能性がある場合

疫学関連家畜④の調査



当該人、物、又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から
疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

疫学関連家畜④の調査



豚熱発生時の監視プログラム

患畜の病性等判定日から適用開始

対象：患畜、疑似患畜又は疫学関連家畜の飼養農場

開始：患畜の病性等判定日（決定日）

解除：①患畜の病性等判定日から90日が経過した日
②発生農場の防疫措置完了から28日経過した日 } ①②のうち後の日付

※新たな患畜、豚熱の遺伝子陽性豚等が確認されなかった場合、農林水産省と協議の上、②のみとすることができる。

○ 移動制限

対象：生きた豚等、精液等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具

※一定の条件を満たした場合、農林水産省と協議の上、制限の対象外とすることができる

○ 毎日の報告徴求

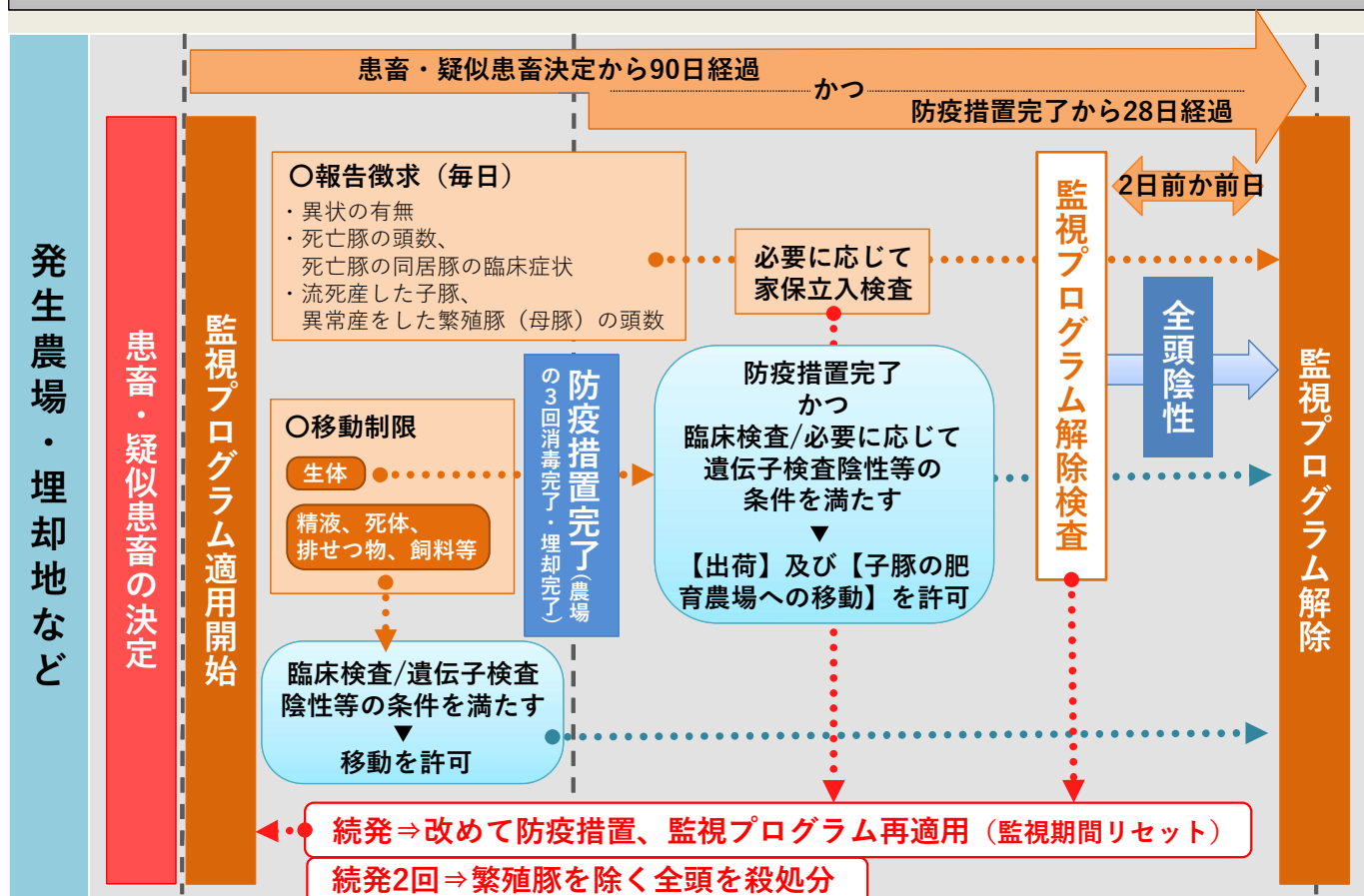
報告事項：①健康観察による異状の有無

②死亡豚の頭数、死亡豚と同居する豚の臨床症状

③流死産した子豚、異常産をした繁殖豚（母豚）の頭数

④出荷・導入した頭数

豚熱発生時の監視プログラム



(資料のみ) 移動制限対象外の許可を得られる条件

	出荷	子豚	豚の導入	精液・死体等
監視プログラム適用農場	防疫措置完了後から可能			精液
	管理者 ・ 1か月間の出荷計画を家保へ事前に提出			・ 交差汚染しないよう保管 ・ 県外移動は事前連絡 ・ 移動前3日以内に、種雄豚又は精液が遺伝子検査陰性
移動先／移動元	出荷豚	移動豚		受精卵
	臨床症状がなく、家保に報告済 ・ 出荷適齢を超えている(少なくとも121日齢以上)	・ ワクチン接種後20日経過	管理者 ・ 報告徴求の対象に追加	・ 採卵後の供卵豚が遺伝子検査陰性
				死体等
				・ 飼養管理上、やむを得ない ・ 搬出目的が、焼却、埋却、化製処理又は消毒 ・ 飼養豚に異状がない ・ 散逸防止、移動記録
	ワクチン接種区域に内に限る			
	と畜場 (次頁に掲載)	移動先農場 ・ 全飼養豚がワクチン接種後20日経過 ・ 監視プログラムを適用(移動元農場の解除まで)	移動豚 ・ ワクチン接種後20日経過	死体等の移動先 ・ 交差汚染防止対策 ・ 消毒

(資料のみ) と畜場における交差汚染防止対策

県が年に1回以上確認

①車両消毒の徹底

場所 と畜場の出入口、その他必要な場所
設備 車両消毒槽、ゲート式車両消毒、動力噴霧器等
時機 入退場時及び各作業後

②生体受入れ施設での交差汚染防止

- ・ 生体受入れ施設と施設内の他の場所を明確に区別
- ・ 生体の搬入前後に必ず生体搬入場所を清掃・消毒

③監視プログラム適用農場から搬入する車両の扱い

- ・ 他の車両の動線と交差させない
(交差が避けられない場合は、作業後に車両及び作業場所を消毒)
- ・ 敷料等の積載物は、消毒又は区別
- ・ 積載物を下ろしたら、荷台を含めて車両全体を消毒
- ・ これらの消毒実施場所も洗浄・消毒

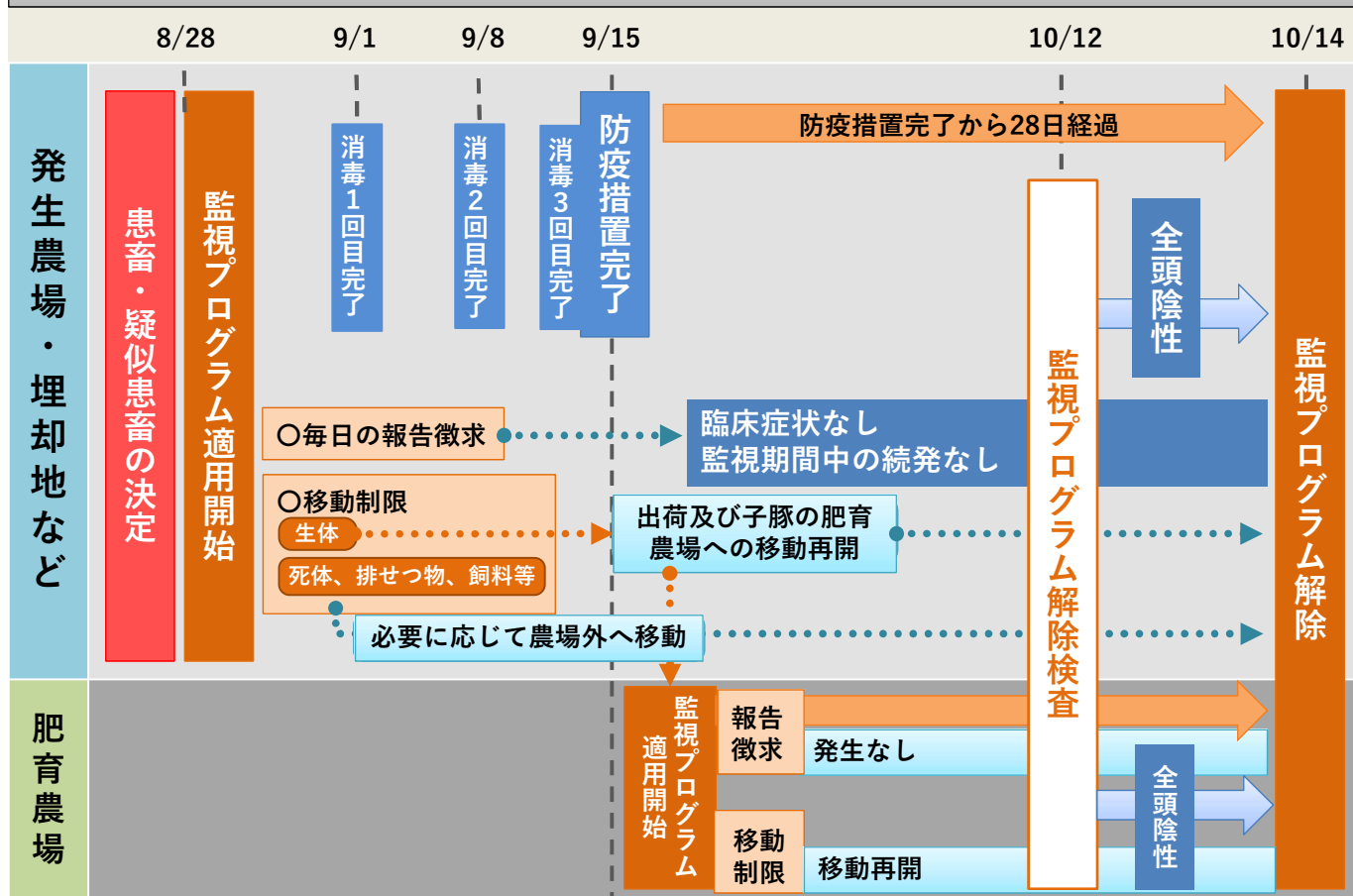
④衛生管理マニュアルの策定及び記録

- ・ ①から③までの作業を定めたマニュアルを策定
- ・ 衛生管理マニュアルどおりに作業した記録

⑤その他

- ・ 車両運転手はと畜場内専用の長靴を使用し、作業後は直ちに長靴等を洗浄・消毒
- ・ 監視プログラム適用農場からの豚の受入れ専用日時を設定

発生農場の監視プログラム適用開始から解除まで【最短】



(資料のみ)

手当金

対象

- ①豚等 : 患者
疑似患者

患畜確認後、新たに生まれた子豚や
人工流産した胎子等も含む

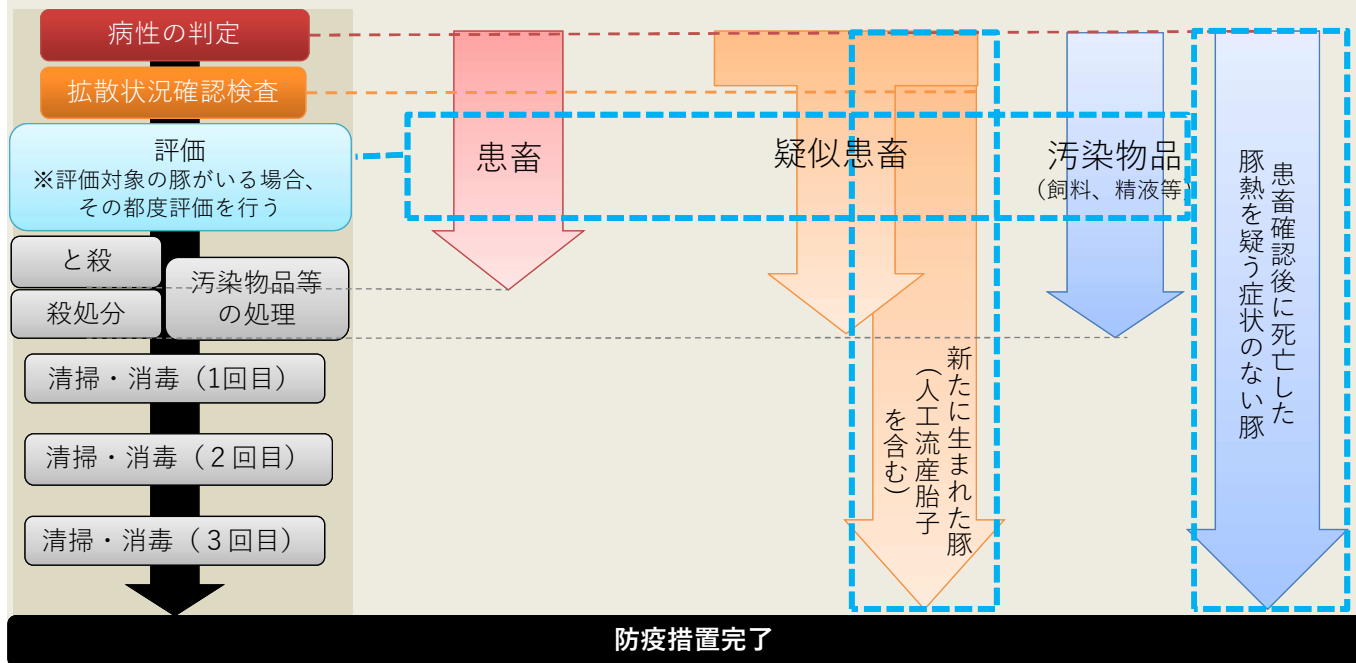
- ②汚染物品：飼料、精液、患畜確認後に死亡した豚熱を疑う
症状のない豚（死体として価値のある場合）等

撮影は、

- 対象となる個体（多頭群飼育されている場合は群ごとの代表的な個体）
- 体型、骨格がわかるように。



(資料のみ)	患畜	疑似患畜	汚染物品 (飼料、精液等)
家畜伝染病予防法の根拠	第16条	第17条	第23条
手当金	評価額の3分の1	評価額の5分の4	評価額の5分の4
特別手当金	評価額の3分の2	交付対象外	評価額の5分の1 ※患畜由来のみ



ご清聴ありがとうございました